

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（４）			
日 時	平成 28 年 10 月 7 日（金）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 4 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	林下委員長、秋元副委員長、千葉・中村（岩雄）・高橋（龍）・高野・酒井（隆裕）・鈴木・中村（吉宏）各委員		
説 明 員	市長、副市長、水道局長、総務・財政・生活環境・医療保険・福祉・建設・病院局小樽市立病院事務各部長、監査委員事務局長ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋龍委員、中村吉宏委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。安齋委員が中村岩雄委員に、松田委員が千葉委員に、酒井隆行委員が鈴木委員に、佐々木委員が高橋龍委員に、新谷委員が高野委員に、山田委員が中村吉宏委員に、それぞれ交代しております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質問に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、民進党、自民党、公明党、新風小樽の順といたします。

共産党。

---

○酒井（隆裕）委員

◎介護保険について

それでは、今回、介護保険について伺います。

まず、平成27年度においてどのような制度改革が行われたのか、主なものについてお示してください。

○（医療保険）介護保険課長

介護保険の平成27年度制度改革の主なものについてでございますが、低所得者の保険料の軽減割合の拡大、一定以上の所得のある利用者の自己負担の引き上げ、補足給付の要件に資産等を勘案する、また、特別養護老人ホームの新規入所者の方について原則要介護3以上にするなど、そのほかいろいろあるのですけれども、主なものでこういったものがありました。

○酒井（隆裕）委員

それでは、制度改革による事業者や利用者の声はどのように捉えられているかどうか伺います。

○（医療保険）介護保険課長

直接何か調査ですとかアンケートといった形での声を聞くということは、今のところしていなかったのですが、現場で、窓口だったり何か会議がある中でお話を聞く中では、おおむね了承とか理解は得られているものと思っております。ただ、いろいろ自己負担の引き上げですとか、今まで対象になっていた方がならなかったりとかというものはありますので、そういう部分は電話などで声を聞く場面もありました。

○酒井（隆裕）委員

直接声は、アンケートなどで調査はしていないということでありまして、電話などでそういった声を聞いたということでもあります。

次に、介護報酬が2.7%引き下げになったわけでありまして。このことにより、民間信用調査会社の調べではありますけれども、昨年の9月までに全国で57軒の法人が倒産したことが報じられているわけでありまして。本市においてこうした法人の倒産はなかったかどうか伺います。

○（医療保険）主幹

小樽市が指定権限を有しております地域密着型のサービスの事業所ということでお答えさせていただきますけれども、倒産による事業の廃止、事業所の廃止という法人はございませんでした。ただ、1法人で1事業所というわけではございませんで、1法人で複数の事業所を運営されているところもあると。そういう中で、事業所を例えば三つある事業所のうちの一つを二つに統合して一つを廃止するということもございました。

○酒井（隆裕）委員

それでは、今回の制度改正によりまして、利用者の負担割合が 1 割負担から 2 割負担に上がった人はどれくらいいるのか伺います。

○（医療保険）介護保険課長

制度改正に伴い 2 割負担になった方ということなのですが、平成 28 年 1 月末現在の手持ちの資料になるのですが、要介護認定を受けている方が 1 万 655 人いまして、そのうち 2 割負担になった方というのが 616 人、割合でいきますと 5.8% となっております。

○酒井（隆裕）委員

616 人が 2 割負担になったということだと思います。

次に、今回の制度改正によりまして、補足給付の対象外になった人はどれくらいいらっしゃるのか伺います。

○（医療保険）介護保険課長

補足給付につきましてですが、これは毎年 8 月に年度というか年間の認定を新たにするものですが、平成 27 年 8 月末に、制度改正後に初めて認定を行った数値でいきますと、介護保険事業状況報告の数字に基づいて報告しますと、1,628 件の申請というか、手をされた方がいまして、そのうち第 4 段階という補足給付の対象にならなかった方は 210 人ということです。

ただ、申請を御案内するときにもともと要件などを書いておりますので、その時点で自分は対象にならないという理解を得られた方はそもそも申請が来ないので、この 210 人の方には含まれませんので、もう少し制度改正に伴う影響というのはあるかと、そういう可能性はあると思います。

○酒井（隆裕）委員

次に、特別養護老人ホームの入所対象についてでありますけれども、今回の制度改正によって要介護 3 以上に制度改正がされました。この制度改正によって退所させられた方はいらっしゃるかどうか伺います。

○（医療保険）介護保険課長

特別養護老人ホームの入所制限が厳しくなったわけですが、これは制度改正後の平成 27 年 4 月以降に新規に入所になった方についての要件なものですから、それ以前に入居されている方については、基本的には継続して、必要だと施設が判断されれば継続して入居できるわけです。

それと、4 月以降に新たに入居した方で、まだその後、要介護度が結構下がったことによって退去ですとかを求められたということは聞いておりませんし、事例はないものと思っております。その辺、施設からも相談があって、例えば要介護 1 や要介護 2 になったとしても、その方の状況に応じて特列入所要件というのものもありますので、そういった部分で慎重に対応するようにということで各施設とは話をしているところであります。

○酒井（隆裕）委員

御答弁の中でも示されたとおり、これまで入所されていた方はそのままということでありまして、ここで伺いたいのは、新たに要介護 2 以下のため、申請すらできずに門前払いされた方というのはいらっしゃるのかどうか伺います。

○（医療保険）介護保険課長

まず、門前払いという意味合いでは、私も各施設に行く機会いろいろあるのですが、そういう部分で一律ただ単純に要介護度だけで判断しないで、特列入所要件というのがありますので、そういう部分をきちんと勘案した上で、よく申し込まれる方のお話を聞いた上で申し込みを受け付けるようにということで、随時注意といいますか、話をさせていただいているところであります。ですので、門前払いとか、そういう部分ではないものと思っております。

○酒井（隆裕）委員

特列入所要件なども使って、そういった柔軟に対応されるということで、少し安心できたところでもあります。

次の質問です。決算書を見てわかるとおり、保険料が大きく上がっているということがわかります。平成26年度と比べまして、予算ベースで1億3,400万円、収入済み額で1億8,276万円もの上昇となっております。

このことから、私は収入に対する負担割合が上昇しているのではないかと推測するわけではありますが、このことに対する調査は行われたのかどうか伺います。

○（医療保険）介護保険課長

そういった形での負担についての調査というものはしておりません。この収入金額が大きくふえた部分につきましては、3年ごとに介護保険料を設定するわけですが、その改定がちょうど平成27年度にあったものですから、それで満額でいって基準額でいきますと約4,000円上がったものです。それで、大体65歳以上の方が4万5,000人前後いますので、そういう計算でいきますと、この1億8,000万円ぐらい保険料の収入がふえたというようなことになっております。

○酒井（隆裕）委員

調査をされていないということですが、やはり明らかに負担増になったと思いますが、改めて確認をしたと思います。

○（医療保険）介護保険課長

実際、保険料の金額が介護給付費に見合う形でルール負担といたしますか、計算があるものですから、それで保険料の上昇、値上がりしたのは事実なので、そういう意味でいきますと、一定の年金収入の方から見ますとやはり負担になっているというのは委員の御指摘のとおりかと思えます。

ただ、例えば市では独自減免ということで、その中でも低所得者の方に対しては保険料の減免なども行わせていただいておりますので、そういった対策で対応をなるべく丁寧にしていきたいと考えているところであります。

○酒井（隆裕）委員

それでは、このような負担増、保険料上昇のために介護サービスが利用できなくなった、こういったことの例はないのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

直接的にはそういった声、そういったことは今まで聞いたことはないです。

○酒井（隆裕）委員

このことは後で聞きます。

次に、保険給付費です。ここでは1億4,000万円もの不用額が発生しています。なぜこれだけ発生したのか伺いたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

約1億4,000万円の不用額ですが、この部分につきましては、予測に比べまして実際のサービスの量が少なかったという理由によるものです。主なものでいきますと、介護サービス給付費のうち特定施設入居者生活介護で約6,900万円、あと通所介護、デイサービスですけれども、ここで約6,000万円、あと施設介護サービス給付費の介護療養型医療施設で約8,300万円などの不用額が生じたものです。

○酒井（隆裕）委員

平成26年度の不用額については1億349万円ですから、今年度においては3,728万円も不用額が出ているということになりますけれども、このことについて改めて御説明していただけますか。

○（医療保険）介護保険課長

年度によって不用額に増減があるという部分ですが、この部分につきましては、やはりその予測に対しての誤差というか、差なのです。ただ、保険給付費全体の規模が約140億円ありまして、この不用額でいきますと1%強といえますか、決して少ない金額ではないのですが、そういった不用額で生じているもので、平成26年度と比較しての

何か理由というのは、特別なものがあるわけではないのです。

○酒井（隆裕）委員

例えば、居宅介護住宅改修費であります。支出済み額を昨年度と比べると65万9,000円ほどの増加になっています。ただ、予算額が今年度大きいのですね。平成26年度と比べて大きくなった理由、これを示していただければと思います。

○（医療保険）介護保険課長

平成27年度の当初予算を組むに当たっては、介護保険事業計画に基づいて見込んだわけですが、その時点で住宅改修については、トレンドといいますか、年々ふえていく傾向にあったもので、その見込みが少し実際より大きく見込み過ぎていたというものです。

○酒井（隆裕）委員

それでは、質問をまた移して、本年度末における介護給付費準備基金残高を示していただきたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

今、申しわけありません、平成27年度末でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

27年度末の介護給付費準備基金の残高ですが、3億5,841万967円となっております。

○酒井（隆裕）委員

決算年度中の増減高で見ますと、3,108万円もふえているわけであります。やはり、こうした基金を活用して負担を軽減するということが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

まず、この基金の性格ですが、介護保険というのは3年ごとにその期間を通じて同一の保険料を設定するものです。介護サービスの見込み量に見合った設定をですね。年度ごとに、剰余金が出たときには基金に積み立てまして、逆に不足が生じたときには、この基金を取り崩して、その不足分に対応するものとなっております。

次の計画というのが来年度、平成29年度に次期計画を策定することになりますが、今期のこの剰余金が今時点ではっきり幾らになる見込みというのはまだ立たないわけですが、その状況により可能であれば保険料低減のためにこの基金を取り崩すということも、その中で策定の中で検討していくと考えております。

○酒井（隆裕）委員

意見として述べておきたいと思うのですが、市民の声として保険料はいや応なしに年金から天引きされると。さらに2割負担になったことによって、サービスを減らしている方もいらっしゃいます。先ほど、次の計画のときに基金を取り崩すお考えだということですので、ぜひこうしたことも積極的に取り組んでいただきたい。そして、負担軽減に取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問になりますけれども、日本共産党は、国の責任で介護保険料の大幅引き下げ実現のために国庫負担割合をふやすよう国に求めていくことを常々訴えております。決算年度における具体的な取り組みについて伺います。

○（医療保険）介護保険課長

国への意見ですとか要望を市が求めていく件についてですが、これは全国市長会を通じて自治体の財政運営についてということで重要提言という形で、国庫負担割合の引き上げですとか、また、調整交付金という、そういったものを予算化していただくようとか、そういったものを訴えているところであります。

○酒井（隆裕）委員

同時に、介護利用料の引き上げ、また、介護報酬引き下げ、こうしたことはやめるように国に要求していくことですか、例えば介護サービスの充実、家族介護の負担軽減、介護労働者の待遇改善についても、これまでも国に要求することを訴えてまいりました。こうした我々の求めに対しての具体的な取り組みについて伺いたいと思いま

す。

○（医療保険）介護保険課長

ただいまのそういった制度改善といいますか、いろいろな御意見につきましても、同じく全国市長会を通じて低所得者対策ですとか、あと介護の継続的なこういった保険制度の安定的な運営、制度改革については、こういった自治体の意見ですとか、そういったさまざまな意見を取り込んだ上で、国として動いていただきたいというような要望を出しているところであります。

○高野委員

◎空き家対策について

私からは、まず、空き家対策について伺いたいと思います。

事務執行状況説明書を見ますと、空き家に関する相談件数が201件となっていますが、この中で一番相談件数と相談内容が多いのは、どのような内容が多かったのでしょうか。

○（建設）川嶋主幹

平成27年度の空き家に関する相談201件のうち、一番多い相談内容というのは、屋根からの落雪や雪どめの破損についてということで93件、全体の46%となっております。

○高野委員

一番多かったのが落雪とかで93件ということだったのですけれども、その93件以外の、201件のうち93件がそうだったということですのですけれども、次にはどのような相談が多かったのでしょうか。

○（建設）川嶋主幹

2番目に多かったのは、建物の破損や建材の飛散についてのことということで67件、全体の33%となっております。

○高野委員

今回、空き家の市内全域で調査を行ったということですのですけれども、行った調査の結果で小樽市内全体で何件ぐらい空き家があったのでしょうか。

○（建設）川嶋主幹

昨年度行いました空き家実態調査ですけれども、これは外観目視による調査ということですが、この調査結果では市内全体で2,423件の空き家があるという結果になっております。

○高野委員

今、2,423件ということだったのですけれども、その内訳はどのようになりますか。

○（建設）川嶋主幹

総数2,423件の内訳ということですのでございますけれども、管理状態別の内訳で、まず「良好」、良好というのはすぐ使える、しっかり管理されているということですが、これが985件、全体の41%、そして「不全」、これは管理状態が悪いもの、特に破損が大きいものなど、これが386件で全体の16%、そして良好と不全の間に入る状態ですけれども、このまま放置されるとその不全に行ってしまう不全予備軍という形での「準不全」が1,052件、全体の43%という結果になっております。

○高野委員

実際、201件相談あったということですのですけれども、この空き家の相談や苦情が入った場合、どのように対応していたのでしょうか。

○（建設）川嶋主幹

市民の方から空き家の相談、苦情等があった場合、まず職員が現地を確認いたします。現地を確認した後、法務

局の登記簿ですとか戸籍、住民票により所有者を特定するという作業を行います。所有者が特定できた場合には、市内であれば直接訪問、市外であれば文書によりその建物の適正な管理についてということで、指導というか、話をしてくるということをして現在しております。

○高野委員

平成27年度で解決した空き家は何件ぐらいあるのでしょうか。

○（建設）川嶋主幹

先ほどありました相談件数、昨年度201件、このうち平成27年度中に解決、解決というのは、当然、除却・解体もそうですけども、相談があった中で、落雪についてという相談であれば業者に依頼して適切に雪おろしだとか、そういうことがされた、敷地内の樹木や雑草の処理ということであれば、それが適切に行われたということも含める数字で、解決した件数というのは49件ということになっております。

○高野委員

今お話がありましたけれども、現在、空き家の対策を今までも会議を行ったりしていたと思うのですが、今後の空き家対策に向けての対応とかそういう具体的な対応策というのは、どういう方向で考えているのでしょうか。

○（建設）川嶋主幹

小樽市空き家等対策会議を設置して、その空き家の計画を来年4月スタートということで、現在、策定中でありますけれども、この中で話し合われているのは、まず空き家をふやさない予防対策という面、それと空き家を適正に管理していただくということ、それと空き家となったものについては利用できるものは利用する、利用を促進する、そして所有者等がもう使わない、そして使えなくなったという空き家については早期の除却・解体ということ、そういう方向で、今、計画の策定を進めているという状況になっております。

○高野委員

石狩市や岩内町でも空き家の持ち主の管理状況や今後の活用方法を聞くために、空き家と判断した所有者にアンケートを送付して行っていますけれども、小樽市は、平成27年度、こういうアンケート調査とかは行ったのでしょうか。

○（建設）川嶋主幹

空き家の所有者等へのアンケートということでありますけれども、本市においては、平成27年度は行っておりませんが、今年度に入りまして、ことしの6月から7月にかけて先ほど2,423件という空き家、この中から無作為に450件を抽出し、空き家の所有者等に対してアンケート調査を送っております。450件のうち194件の回収がございまして、回収率は43.1%となっております。

○高野委員

今、会議も始まっているということでもありますけれども、消防本部でも空き家の調査とかしているのもありますけれども、消防本部と連携されて取り組んでいる部分というのはあるのでしょうか。

○（建設）川嶋主幹

空き家に関してですけれども、庁内の検討会議というのを設けておりまして、これは定期的に行っております。この中には当然、今言われました消防本部予防課を初め、災害対策室やまちづくり推進課など、空き家に関係する部署の課長職で構成しており、いわゆる情報交換、情報の共有ということで進めております。

消防本部のお話がありましたけれども、消防本部についても、情報は当然私どもにも空き家に関していただいておりますし、私どもでも消防本部から依頼があった場合には、所有者等を連絡するという事で情報共有をしております。

○高野委員

今、連携をしているということですが、大変危険な空き家もありますし、実際、空き家でなくても昨年とかでも

所有者が住んでいるのに建物が崩れてしまって近所に大変な思いをしたという声も市内で話を聞いております。そういうこともあり、やはり人の命にかかわる問題にもなってきますので、ぜひ消防本部とかほかの関係部署とも連携して行っていただきたいと思います。

今、会議をされている最中ということがありますがけれども、やはり更地にするにしてもお金がかかることも事実でありますし、小樽はやはり細い道だったり山道もあつたりしますので、建物を壊すにしても重機が入らないというところも実際に聞いています。重機が入らないために手作業で家を壊さなければいけなくて、より人件費がかかってしまうということも聞いておりますので、ぜひ今後の会議ではそういうことも考慮しながら、また、空き家の利活用ですね、例えば空き家を公営住宅に変える活用とかもぜひ考えて、総合戦略に掲げた将来像の実現につなげていっていただきたいと思います。

#### ◎国民健康保険について

次に、国民健康保険についてお伺いしたいと思います。

国民健康保険料の平成25年度、26年度、27年度の予算額と収入残額の増減をお示してください。

#### ○（医療保険）国保年金課長

国民健康保険料の平成25年度から27年度までの予算収入済み額等の推移でございますけれども、まず25年度ですが、予算額26億5,848万5,000円に対し収入済み額が26億1,479万7,724円でしたので、差し引きで4,368万7,276円のマイナスとなっております。次に、26年度ですが、こちらは予算27億2,899万5,000円に対し収入済み額が24億7,556万5,418円でしたので、差し引きで2億5,342万9,582円のマイナスとなっております。続きまして、27年度ですけれども、予算額23億6,144万5,000円に対し収入済み額が23億7,859万9,168円で、差し引きで1,715万4,168円のプラスとなっております。

#### ○高野委員

平成26年度は予算よりも収入済み額が下がっていて、27年度予算よりも収入額が上がっている、この理由というのはどうでしょうか。

#### ○（医療保険）保険収納課長

平成26年度につきましては収入済み額のほうが下回ってしまっていて、27年度は収入済み額が上回ったということでございますけれども、27年度につきましては、予算現額が低かったこともありますが、収入済み額が上回ったということで、予測していたよりも口座振替による納付率が上がったことなどもありまして、収入率がよかったということが考えられると思います。

#### ○高野委員

収入率が平成25年度、26年度、27年度と少しずつ上がっているのですよね。26年度だと94%で、27年度だと95%ということで上がっているのですけれども、この収入率が上がっているのは原課の皆さんの頑張りもあるかもしれませんが、差し押さえの強化もあったのではないかと思います、その点いかがでしょうか。

#### ○（医療保険）保険収納課長

収納率が上がったということでございますけれども、委員おっしゃられましたとおり、保険収納課の職員で収納対策をしたこともありますし、市民の皆さんの納付の意識も高まったということもあるかと思います。また、あと差し押さえということで、若干の件数ですが、差し押さえ等も行って滞納処分をしている結果というふうに考えております。

#### ○高野委員

では、差し押さえ件数の金額について、平成25年度、26年度、27年度の3年間、お知らせください。

#### ○（医療保険）保険収納課長

平成25年度からの差し押さえの件数と金額でございますけれども、25年度は9件、金額は40万425円、26年度は21



件、金額は141万159円、27年度は25件、金額は241万117円です。

○高野委員

平成26年度の最低金額の差し押さえは30円でしたけれども、27年度の差し押さえの最高額と最低金額は幾らぐらいいになりますか。

○（医療保険）保険収納課長

平成27年度の差し押さえの中の最少金額と最高金額でございますが、最少金額が996円、最高額は91万690円になります。

○高野委員

保険料というのは払わなければいけないと思うのですけれども、やはり高過ぎて払えないという状況もあるのではないかと思います。そこはどうでしょうか。

○（医療保険）保険収納課長

国民健康保険料、高いという御指摘でございますけれども、そういう中でも皆さん国民健康保険料を払っていただいているというところがありますので、どこと比較して高いかというところもありますが、適正な国民健康保険料ということになっているかというふうに思います。

○高野委員

では、この事業の運営基金、平成27年度末は幾ら基金の積み立てはありますか。

○（医療保険）国保年金課長

国民健康保険事業運営基金の平成27年度末残高でございますけれども、1億8,244万5,425円となっております。

○高野委員

実際、この基金を利用して保険料の引き下げに充てるということはできないのでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

この基金の扱いですけれども、この基金は療養給付費等負担金などの概算交付額と確定交付額との差額分を返還するための財源としております。本来でありましたら、小樽市の規模でありますと、保険料給付額の約5%ということで6億円から7億円ぐらいの積み立てがあってしかるべきというものでございますが、なかなかその金額に及ばないということがございまして、取り崩しするのは難しいというところでございます。

○高野委員

ほかの自治体では、保険料の国保の引き下げということで一般会計の法定繰り上げを多くすることもしていますが、本市ではそれはできないのでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

保険料の引き下げにつきましては、基本的には収入といいますか、保険料とこれに係る負担金によって単年度で賄うということでございますので、保険料を引き下げるために基金の取り崩し、基金の繰り入れをするということは難しいと考えております。

○高野委員

今難しいという話もあったのですけれども、やはり病院に安心して行けないとか、そういうお話、声も聞いていますし、では保険料の減免の内容を拡大して負担軽減という、これはできないのでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

保険料の減免の拡大ということでございますけれども、今、小樽市で減免対象としているのは災害などを受けた場合ですとか、あと所得が激減した世帯、あとは生活保護の受給者となっております。この状況で保険料につきましても、前年度の所得額がゼロ、それと前年度の所得と今年度の所得を比べてどのくらい減ったか、例えばもし60%以下ですとか50%以下に減ったというような場合にそれぞれの状況に応じて保険料を軽減しておりますが、これを

拡大するという事は現段階では考えておりません。

○高野委員

実際、先ほどの件数も年々ふえているという状況もありますし、払えない方が差し押さえになっている最高額も上がっているところですよ。やはりそういうことも、払えないという方が実際市内にいるということですよ。やはりそこも考えなければいけないのではないかなというふうに思います。

保険料を引き下げるためには、保険給付を減らさなければいけない。そのためには病気の早期発見や予防というのがやはり大事ではないかなと考えます。そこでお聞きしますが、特定健診の平成27年度の受診率はどうなっていますか。

○（医療保険）国保年金課長

平成27年度の特定健診の受診率は15.0%となっております。

○高野委員

15.0%という率ですけれども、健診が充実している大阪府箕面市は特定健診の受診率が高くなっています。実際、国民健康保険料が高い、それを減らすためには市民が早く、がんもそうですけれども、早期発見・早期治療、それで医療費がかかりにくくなるというか、やはり体の健康につながるわけですよ。やはりこの箕面市では特定健診の受診率が高いという理由の一つに、無料である。それと、保健センターなどの集団健診と医師会委託の個別健診のどちらも、以前の住民健診と同じ内容で特定健診、がん検診が同時に受けられること。三つ目には、以前、住民に個別で無料チケットを送っていると、健診を受けることが習慣化されている。これの3点が挙げられています。やはり本市も早期発見に努めるべきと考えますが、これについては今後の早期発見に向けた取り組みということはどうでしょうか。

○（医療保険）国保年金課長

確かに医療費を下げるために、早期発見、早期受診が必要だと思っております。このために小樽市でも特定健診などを行っているのですが、やはりなかなか小樽市の受診率が低いという状況はございます。これにつきましては、他都市の取り組みですとか、そういうことも踏まえて、今後どのようにしていったらいいのかということも考えていきたいと思っております。

○高野委員

本市は道内の平均でも医療費が1人当たりでも高いというふうに言われておりますが、1人当たりの平成27年度の医療費というのはどのぐらいになりますか。

○（医療保険）国保年金課長

平成27年度の医療費ですけれども、1人当たりの医療費は47万5,512円となっております。

○高野委員

47万円程度ということですね。この結果を見ても、やはり小樽市の医療費が高くかかっている方が多くなっているわけですけれども、実際にその国民健康保険に入っている方は減っていますよね、過去の平成25年度とか26年度から比べても27年度は減っていると思うのです。まとめますが、やはりほかの自治体でもやっていますね。実際に私のところにも国民健康保険が本当に高く払えないというのが、本当に声が寄せられているのです。実際に国民健康保険料を払う、それで病院に行って終わりではないですよ。やはり病気になったら薬を飲まなければいけないということで、また薬代は別にかかってくるということもあって、受診を控えているという人もやはりいらっしゃるのですよ、市内でも私も聞きますけれども。やはりそこを考えても、実際本当に払えなくて困っていると、先ほど差し押さえ件数でもふえていますし、昨年は最低が30円で、それでもその方は市外に行っているということでしたけれども、30円押さえている、30円払っていないけれども差し押さえしているということもありますけれども、実際払えなくてもうどうしようもないという方もいらっしゃると思いますので、ぜひそこを今後考えていただきたいと思

います。その点、答弁をお願いします。

○（医療保険）保険収納課長

収納方法で差し押さえのことなどで御指摘いただきましたけれども、保険料の納付につきましては、納付者の方の意見といたしますか、生活状況とかそういった状況を確認させていただきながら、可能な方法で納付していただくような形、分割の納付であったり、そういう可能な形で納付していただいているということがございますので、今後につきましても納付者の方と話、相談をした上で、無理のないところでの納付というところで努めていきたいと考えております。

○（医療保険）国保年金課長

あと保険料が高いという、なかなか負担というお話もございましたけれども、確かに小樽市の保険料は高いとよく言われますけれども、低所得者に対してはやはり軽減措置とかを設けております。その中でもこの一定の保険料は高いという負担感があるのかなというふうに思っております。ただ、保険料につきましては、国には財政支援ですとか、そういう要望を全国市長会等を通じて行っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○高野委員

やはり国民健康保険も社会保障の一環ですので、実際、国庫支出金も減っているわけですよね。なので、市長会を通じてと言っていましたけれども、ぜひそこを強調して訴えていただきたいと思っております。そしてまた、ほかの自治体でも行っている減免、ただ、震災とか、そういうのは当然だと思うのです。震災でやはりお金が大変になるのは、あることが本当にそれは仕方ないことだと思うのですが、それ以外でも震災とか減免費用の一つではなくて、それ以外でも本当に大変になって、仕事、職を失ってしまったとかいろいろな方がいるわけですよ。なので、しっかりそこを聞いて対処していただきたいと思っております。

○（医療保険）国保年金課長

減免のところですけども、確かに震災の方、申請を受けた方は減免の対象になっておりますけれども、それ以外に先ほども少し説明いたしましたけれども、所得が急激に減った方なども対象にしております。そのような中で保険料の減免とか取り組みを行っているところではございます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので、少々お待ちください。

（理事者入退室）

民進党に移します。

---

○高橋（龍）委員

◎病院会計について

まず、病院会計についてお伺いをいたします。平成28年第1回定例会での補正予算にかかわってですけれども、2点確認をさせていただきたいと思っております。

まず、4億4,000万円の補正が一般会計からの繰り入れという形で行われたわけですが、特例債の償還にかかわってというお話も聞きました。この件について経緯を改めてお示してください。

○（病院）経営企画課長

まず、4億4,000万円の追加繰り入れの経緯ということですが、まず、病院事業では、平成20年度に過去の不良債務解消のため、公立病院特例債を借り入れたものでございます。その際に提出した収支計画では、27年度末には地方財政法上の資金不足を解消するという計画になっております。

この特例債につきましては、24年度におきまして繰り上げ償還を行い、返済済みであります。しかし、26年度に

おきまして、旧市立小樽病院と旧小樽市立脳・循環器・こころの医療センターを統合し小樽市立病院が開業したものでありますが、その際の移転に伴う入院抑制等で医業収益が減少したこと、新病院への移転経費が増加したこと、想定以上の退職者が発生し退職金の支払いが増加したことなどの26年度特有の事情があり、地方財政法上の資金不足約5億6,000万円が新たに生じたものであります。

国からは、この資金不足についても特例債を借りた時点では27年度で資金不足を解消しているとの計画であることから、新たに生じたものも含め、27年度末において資金不足を解消していなくてはならないと北海道を通じて強い指導を受けたものであります。このため、病院事業といたしましても、資金不足を解消するため収益の増加や費用抑制に努めたところですが、単年度で約5億6,000万円の資金不足の解消は難しいことから、一般会計からの繰り入れをお願いしたものであります。金額につきましては、12月までの収支をもとに決算の見込みを立てた際の不足額が約4億4,000万円であったことから、この金額になったものでございます。

#### ○高橋（龍）委員

そこで、この4億4,000万円、一般会計から繰り入れたわけですが、これは一般会計への償還、お返しする形で考えているのでしょうか。

#### ○（病院）経営企画課長

今回の繰り入れでございますが、一般会計からは返還を求められておりません。しかしながら、10年程度の一定の期間で4億4,000万円を通常の収支の外で積み立てるぐらいの強い気持ちで経営に当たっていくようにというお話を受けております。

#### ○高橋（龍）委員

##### ◎除排雪について

では、この2点についてはまず確認をさせていただきましたので、次に除排雪についてお伺いをしていきたいと思えます。

昨年度平成27年度の排雪の抑制についてお伺いをしたいのですが、この排雪については予算に対しての執行率も低く、市民からの苦情も多かったと聞いています。少雪だったとはいえ非常に不便を感じたという声は私も多く聞いているところですが、この件についてまず、原課ではどのように受けとめていますでしょうか。

#### ○（建設）雪対策課長

昨年度の排雪についてでございますが、昨年度の排雪につきましては、それ以前と変わらず従来どおり、必要な時期に必要な箇所の排雪を行ったと考えております。この中で、昨年度の市民の声、排雪に関する市民の声が多かったということに関しましては、昨年度以前の平成25年度、26年度などが降雪量等が多かったものですから、一つの地域において地域内の多くの道路が、排雪する時期が同じような時期に来たという形で順番に排雪を行ったものでございますが、27年度に関しましては雪が少ないということもございまして、地域内の道路で限定された部分だけが先に排雪が必要になったという箇所について、この必要になった時期において順番にやっていったという形で、排雪の市民の皆様の受けとめ方が少々違うふうを受けとめられたのかなということも考えられますので、その点につきましては、除雪懇談会等で市の排雪の考え方について丁寧に説明してまいりたいと考えております。

#### ○高橋（龍）委員

今の答弁をお伺いして、排雪の抑制について現場を見て適宜判断するといったことがあったかと思いますが、この判断は適切だったと考えていると捉えてよろしいですか。

#### ○（建設）雪対策課長

繰り返しの答弁になりますが、パトロールを強化いたしまして、必要な時期に必要な箇所の除排雪を一番いいタイミングですということをご心掛けておりますので、それを従来どおり実践したということでございますので、我々としては適切だったと考えております。

○高橋（龍）委員

では、市長にお伺いします。市長はいかがですか、公約どおりきめ細やかな除排雪をやりましたと。少なくともその時点ではできるだけのことをやったと言えますでしょうか。

○市長

まず、高橋龍委員が質問に入るときに、排雪の抑制について伺いますというお話をされておりましたけれども、今、原課からも答弁されたように、私たちはそのことを目的に行ったわけではございません。ですので……

（「言ってたんでしょう」と呼ぶ者あり）

いいですか。副委員長がそのように、答弁できないのですけれども、よろしいですか、続けて。

○委員長

はい。

○市長

ですから、今、雪対策課長から説明があったとおりではありますけれども、本来の従来あるべき手法、やり方を、特に昨年、皆様も御案内のとおり少雪ということもあって、それを改めて認識をしながらそのように取り組んだということもあって、市民の皆様と過去の取り組みにおける印象とのずれが生じたのではないかなというふうに認識はしておりますが、判断としては適切であったと私も認識をしております。

○高橋（龍）委員

では、今年度以降も、昨年度のようなペースというか判断で排雪を行っていくということによろしいですか。

○（建設）雪対策課長

今年度以降についてということでございますが、雪の降り方や気温等、気象条件というのはその年によってさまざま変わるものでございますので、どのような形になるかというのはいろいろとあると思いますが、従来どおり必要な時期に必要な箇所の排雪をパトロールを強化してやっていくということにつきましては、変わりございません。

○高橋（龍）委員

私、前にも質問させていただいたことがあるのですけれども、排雪の判断、数値的なものは決められないとしていますが、今必要な時期に必要な応じて排雪を行うということでしたから、実際に現地を見て排雪をする、しないということの判断に当たっては、どういった点に着目をしてその判断を行っているのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

まず、日々のパトロールを行いまして、その中で必要な箇所につきましては、まず道路の除排雪、かき分け除雪であったり拡幅除雪を行います。そうしますと、道路の脇といいますか、そちらに雪山ができてまいりまして、それが高くなったりもしくはそれ以上積めないような状況になったり、道路幅が狭くなったりというような状況が起きてきますので、その状況、これ以上もう除雪作業が困難になったという段階で排雪作業を実施するというところでございます。

○高橋（龍）委員

不要な排雪をしてほしいと言っているわけではございませんで、苦情といいますか、市民の方から声として、排雪に入ってほしい、車も往來をしづらい、歩きづらいということでもたくさんの方が寄せられていますけれども、そういった声の有無にかかわらず、これ以上積めないかという、一種感覚的なものといいますか、明確な判断基準がない中で、そろそろ入ったほうがいいよねとか、まだ大丈夫とかという話で、ともすればあやふやな根拠で排雪の判断を行うというのは、少々いかがなものかなと思うところはあります。その辺に関しては、市長はどう考えていますか。課題だと認識はしていますでしょうか。

○（建設）雪対策課長

除排雪の数値的な基準ということでございますが、市内道路幅が狭いところであったりすると、勾配がきつ

いところであったりそうでないところ、家屋が連櫓しているところそうではないというようなところで、それに学校施設があったりとか歩行者が多いとか車両が多い少ないというようなさまざまな要因がございますので、一律に数値を示せばいいのですけれども、それをすることは今の段階で困難だと考えております。

○高橋（龍）委員

その道路によっていろいろな状況があるというのは、これは除雪においても一緒なわけですよね。それは降雪量が10センチメートルで除雪に入るとかという数字的なものを示しているわけですから、排雪に関してもある一定のルールというか、そういったものを設けたほうがいいのではないかと私は思っているのです。それについて、今後検討をするしないとか、そこに関してはやはり個々の事情があるから今後もそういった規定とか、そういったものは設けないと考えているということによろしいのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

排雪に関するルールということでございますが、我々これまで小樽市の従来からのやり方としてパトロールを強化して、適切な時期に適切な箇所の排雪をするという形で行っておりますが、小樽と同じような状況の都市というのはそんなにないかもしれませんが、他都市の状況について、排雪についての考え方ということ、まずは状況を把握して、それと小樽市との違い、地形や違いというようなことについても研究してまいりたいと考えております。

（「これから」と呼ぶ者あり）

○高橋（龍）委員

本当にぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。排雪に関しても本当に非常に多くの苦情等を私も聞いていますので、前向きにというか市民のために頑張っていただければと思います。

◎参与の任用について

次に、参与についてただしていきたいと思いますが、資格の件について、この決算特別委員会の中でも質疑がありました。測量士、1級土木施工管理技士を持っているということですが、これが報酬算定の根拠の一つになっているということでしたから、重要なことなのだろうと捉えています。

そこでお伺いしますが、これは原課の職員にとって珍しい資格なのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

建設部内の職員でこれらの資格の取得状況ということにつきましては、把握しているものでございませぬので、珍しいか珍しくないということについて答弁することは困難なことではございますが、測量士にしましても1級土木施工管理技士にいたしましても、国家資格でございますので、一定の能力は必要なものと考えております。

○高橋（龍）委員

それでは、これを持っていることで、除排雪に対して生かされることはありますでしょうか。

○（建設）雪対策課長

これらの資格と除排雪の関係ということでございますが、地域総合除雪におきまして主要な役割を業者側でいたします業務主任、その資格要件の一つとしてこの1級土木施工管理技士を小樽市では指定していることもございますので、除雪に関しましてはかかわりのある資格であると考えております。

○高橋（龍）委員

それでは、参与の地域総合除雪についての知識、見識というのは、並外れているということによろしいですね。

○（建設）雪対策課長

前参与でございますが、市役所の職員として記録的な大雪のときには土木事業所長として除排雪の指揮をとっていったというような経験であったり、民間企業の中で除排雪の作業を行っていたりというような形の、かなりの経験を持っているということは私もわかるのですが、並外れているというようなスケールということに関しましては、数値的なものが設定できませんので、それについては答弁は困難だということで御理解いただきたいと思っております。

○高橋（龍）委員

地域総合除雪に関して業務内容といいますか、そういったことに関しては原課の職員は皆同じように知っていること、職務内容に関して共有していることではないのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

地域総合除雪の市側の業務でございますが、それにつきましては、職員みんなが情報を共有し、作業内容についての知識は持っているのですが、先ほどの答弁と繰り返しになりますが、堤参与の場合は、市の中であつたり民間企業の中であつたりする経験知というものがそれに加わったものとして持っているというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

私は、市の職員の皆さんは非常に優秀な方がそろっていると思っています。前参与がいてもいなくても前に進んだのではないかなと。今、参与がないことで困っている場面というのはありますか。

○（建設）雪対策課長

いろいろな経験に基づくアドバイスを冬期間行われておりましたので、これから冬期間を迎えた中でそういうような場面が出てくるのかなとは思いますが、困るかどうかというようなことがあるのかなと思いますが、現段階まだ雪が降っておりませんので、それについては答弁することが困難だということで御理解いただきたいと思いません。

○高橋（龍）委員

では、雪が降る前でも今の時期は私は計画を立てるとかには非常に重要な時期かなとは思いますが、その段階では特に参与は必要としていないということをお伺いいたしました。

そこで、市長にお伺いしますけれども、市政全般のアドバイザーなのに除排雪に特化した方を選んだというのは、市長公約の 1 丁目 1 番地として除排雪を挙げていたからということでしょうか。

○市長

今までもなぜ参与を任用したのかというお話の中で、やはり公約の実現に向けてということでアドバイスをいただきたいということ、それが念頭にある中で、さまざまな場面で御活躍をいただきたいという思いが大前提でありましたけれども、これも今までも何度もお話ししておりますが、やはりその中で私自身、皆様からも 1 丁目 1 番地と言われておりますが、やはり除排雪の改善ということは市民の皆様も、その公約を掲げさせていただいた中で、非常に期待をされている公約のうちの一つであろうという認識もありましたし、また、私が就任後に直接的にしっかり予算を触れられるという意味合いにおいては、ほかの骨格予算が組まれている中ではやはり除排雪が一番大きい部分であろうということは私自身も認識をしていたので、当然にやはりそのことに対する意識というのは実際にはあつたのだというふうに自分自身でも思っているところでございます。

○高橋（龍）委員

市長の今までのこれまでの質疑の中での答弁なんかでは、もともと市政全般のアドバイザーと最初に言っていたのに、いつからか主に除排雪みたいな話になりましたよね。確認した限りでは、平成 27 年 10 月の総務常任委員会の共産党酒井隆裕委員への答弁において、秘書課長が答弁の中で最初にそういった内容のすりかえといいますか、そういったことが行われ始めたわけですが、実際の職務内容において参与が除排雪にかかわる部分の業務、どのくらいのウエートを占めていたのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

堤参与の業務についてでございますが、先ほど私、冬の除雪対策本部開催時のアドバイスという形で答弁したのですが、それもでございますし、夏場におきましては、昨年度におきましては、ステーション、地域総合除雪拠点の増設であつたり、新たな新市長公約に基づく取り組みというようなことがございまして、それらについてもアドバイスを受けておりまして、我々といしましては夏、冬通して堤参与から除雪に関するアドバイスというような形

で受けているのですが、堤参与の作業全体ということにつきましては、除雪に関すること以外につきましては我々把握できておりませんので、ウエートというスケールに関してはお答えすることが困難だということで、御理解いただきたいと思います。

#### ○高橋（龍）委員

ことしの夏は参与が必要ないということですからあれですが、ことし3月11日の予算特別委員会において、市長もアドバイスを受ける機会というのは除排雪等に比べれば相当少なかったのは事実でございますというふうにご答弁されているので、本当に除排雪の部分に特化した参与だったのかなというふうには考えています。

そこで、成果物として業務のまとめた書類が提出されたかと思えますけれども、その内容について、中身については、今後、原課で十分に生かせるものでしたでしょうか。

#### ○（建設）雪対策課長

前参与の成果物といいますか、報告書でございますが、その内容につきましては短期的な取り組みであったり中期的な取り組みというような形のものでございました。その中でも、今年度で言いますと、生活路線、除雪第3種路線の試行部分について強化するという事について試行するというようなことなど、今後の除雪の取り組みに寄与するものが多々あったと考えておりますので、これらにつきましては、今後におきましても中期的なものだったり短期的なものについて我々で精査し、それを検討していきたいと考えております。

#### ○市長

今、高橋龍委員が質問された中で、ウエートのことで御指摘、御質問ありましたけれども、私も何度もこの委員会の場で答弁させていただいておりますが、その4年間を通して活躍していただきたいと私自身は思いを持っておりましてけれども、先ほど来からお話ししているその1年目においては、やはりその除排雪において公約を実現しようという私自身の思いも含めて考えていましたし、1年目ということもあって昨年の第3回定例会で予算を組ませていただいて、それを実際に公約を形にしていくという過程の中で、結果的にその当時やはり参与が除排雪を集中して行うことになった、それは結果的に3月末日までしかいみませんでしたから、その役割がその部分に集中したので、そのように皆様から見ると特化したと見られるかもしれませんが、それは私は結果論だと思っていて、今お話をされていたそのウエートについては、冬の間ににおいては特にそちらが中心になったのは事実でありますけれども、それは結果的にそうなったと私は認識をしておりますので、その特化のためだけに任用した、採用したということではないということで御理解をいただければと思います。

#### ○高橋（龍）委員

4年間見据えてということでしたけれども、何が言いたいかというと、やはり参与の報酬に関して、皆さん少々高額なのではないかというお話がありました。4年間見据えて、野球選手ではないですが、360万円掛ける4で1,440万円4年契約みたいな話とは少し違うと思うのです。最初、低目に設定してそこから上げていくというのだったらまだわかるのですけれども、いきなり結構な額を支出しているということで皆さんが問題視しているところですが、そこで、その業務のまとめに関してですが、費用対効果を見たときに、月30万円という参与にふさわしい内容だったと考えていますか。

#### ○建設部長

除雪に特化してということで、1年目ということでそういった業務で参与にはいろいろアドバイスをいただいたところでございます。それから、今、高橋龍委員は、ことしに入って参与がない中で困っていないというような捉え方をされているかもしれませんが、私どもとすれば、イフ、もし、たればではなくて、いる人間の中でやることをやっていくというのは、これは公務員の宿命といいますか、そういったことでございますので、その中でやっていくところでございます。

そういった中で参与からはアドバイスをいただいて、その残された報告書なんかを私どもは活用しているところ



でございますので、私どもとすれば立派に職務を果たしていただいたと考えておりますけれども、ただ、その報酬の額になりますと、私ども全体像ということ、それから私どもとの仕事とそれから全体の部分はわかりませんので、コメントは差し控えさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○高橋（龍）委員

費用対効果と言ったので、ぱっとはかれるものではないというのはわかりながらも質問させていただきました。その業務の内容とかまとめについてですが、参与ではないと思いつかないような内容でしたか。

○（建設）雪対策課長

前参与が残された報告書でございますが、参与でなければ、誰かでなければできないというようなものではないとは感じますが、除排雪に対して高度な考えをお持ちの方が残されたものだと認識しております。

○高橋（龍）委員

そうですね。そのほか、そこに残されたまとめ以外に、具体的に参与から、これはいいというようなアドバイスを受けた職員の方、いらっしゃいますか。少々トリッキーな聞き方ですが、いらしたら挙手をお願いします。そして内容をお示してください。どなたも手を挙げられない場合は、そういったアドバイスはほかにはなかったと捉えますが、いかがでしょうか。

（発言する者あり）

○（建設）雪対策課長

昨年度の除雪対策本部といたしまして、何か成果物として残るといようなアドバイスではございませんが、除雪業務について、もう少しここを広くできるはずだよとか、もう少しこの路盤、機械を通すことによって薄くできるなど、我々がパトロールして見た中で少々足りないところ等についてもアドバイスいただいておりますので、このような点についてはやはり参与であったからできたというふうに考えております。

（「自分たちをおとしめるようなこと言わないほうがいいよ」と呼ぶ者あり）

○委員長

静粛に願います。

○高橋（龍）委員

そのアドバイスの内容がすぐれていたのかどうかというところは、私は判断を差し控えさせていただきますけれども、市長はこのように、ほかの委員の皆さんもですが、参与について決算を、任用の段階からさかのぼって問題視しているのはなぜだと捉えていますか。その問題意識というのを市長はどういうふうに捉えているのかというのを伺いたいのですよ。

（「議会で何でこんなに議論されているのか」と呼ぶ者あり）

○市長

恐縮ですけれども、私自身は問題だとは思っておりません。実際に任用して、それに伴いその職務を全うしていただいて、その職務に対応した成果が上がってきていると認識しておりますから、ですからそれを初めて取り組んでいるという、今まで小樽市に制度がなかった、その中で時間がない中で、短期的に制度設計というか形にさせていただいて、また、皆様への説明等も直前になってしまった、そのような事前の段取り方とかも含めて、そういう意味合いにおいては反省点はあるかなというふうに思っておりますけれども、私自身はこのたび任用させていただいて、それに伴う、除排雪は特にですが、変化は起きている、やはり私は今まで除排雪というのは昨年度から始めたことではありませんから、もう過去からずっと取り組んでいるところだと思います。その中で改善を図っていくというのは、例年、職員としても行っていくべきだとは認識はしていると思っておりますけれども、職員も含めて。しかしながら、それを具体的にやはり形にしていくということは、それ相応の知識や能力を持っていてもなかなか難しい、できないこととかが多いと思っております。やはり今までのやり方がいい状況ではないかという認識があれ

ば、たとえこう思っていて、また、文書化できても、それを形にするというのはなかなかできそうでできないことだと私は思っております。

しかしながら、昨年それが参与がつくことによって、私自身の公約は今までの除排雪をやはりそのままではなくて加えていく、または変えていくという出来事がかなりありましたから、それをやはり形にしてきたというのは、もともとの職員の努力ももちろんですけれども、やはりそのように任用し、参与がいたことによって動いたことだと思っておりますので、私はそのような問題意識は持ってはおりません。

#### ○高橋（龍）委員

そうなのです。質問の趣旨と若干ずれていたところがあるのですけれども、市長自身が参与の任用に対して問題視をしているということではなくて、我々委員側がなぜこれほどまでに参与を任用したことについて質疑をしているのかということの、その問題点を把握しているかどうかを私はお伺いしたかったのです。ただ、今の市長のお答えの中で、拙速であったことを反省しているというお言葉もありましたから、それはそれとして受けとめさせていただきます。

報酬の件に関して深くは、この場では突っ込むと建設の分野ということではなじまないかもしれないので、質問という形では自粛をいたしますけれども、これまでの質疑の中でも臨床心理士、また、ALTなどとの比較をしていましたが、昨日も参与は臨床心理士ではありませんというやりとりもありましたけれども、それはもうみんなわかり切ったことなのです。

報酬の算定の根拠として挙げたものが、それを判断するに足るようなものではないということではないですか。それをわかった上で、あえて答弁の中で避けているような感覚を私は持ちました。あくまで想像でしかないですけれども、月30万円ぐらいにするかと、実質稼働が20日間だから割り返すと1日1万5,000円で、これ臨床心理士と同じぐらいだから何となくそれを根拠のように言おうというふうに見えてしまうわけですよ。

そこで、その労働の価値というもの、どのように決まるかというのを調べてみましたけれども、多くは、大きくは四つのものに着目すると。一つに責任、これは参与は権限を何ら持たないということでしたから、大きな責任を負わせることはできません。二つに労働環境、一つの部屋を与えられて労働時価も短いということで、いい環境だと思います。三つに肉体的・精神的負担、これもノルマがあるわけでもなく責任も負わない、ましてや肉体的な負担が少ないというのは言わずもがなですね。最後に、知識や技術、これ先ほど伺った限りでは政策アドバイザーとして多いに生かせるとは思えないかなど。これらを総合的に判断すると、参与の報酬が適正であったか否かというのは判断できるのではないかなど。

これに関しては次回、面野委員が引き続き質問をさせていただきます。

#### ○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時54分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○中村（吉宏）委員

◎除排雪について

まず、平成27年度の除排雪に関する質問から行いますけれども、まず数字、26年度と27年度の除排雪の予算額、決算額、予算は補正含んだものでお答えいただけますでしょうか。

○（建設）雪対策課長

除雪費の予算額でございますが、平成27年度の予算額は12億8,510万円で、決算額は12億4,117万円でございます。  
（「26年度」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。26年度の予算額は17億7,410万円でございます。決算額は17億1,032万2,775円でございます。

○中村（吉宏）委員

そのうち排雪に関する予算、決算の金額は出るでしょうか。

○（建設）雪対策課長

これらの平成26年度と27年度の排雪に係る経費の予算額と決算額という御質問でございましたが、今、手元にあるのが決算額だけなものですから、まず決算額について答弁させていただきます。26年度の排雪に係る経費におきましては、約5億3,000万円でございます。27年度の排雪に係る経費につきましては、約2億円でございます。

○中村（吉宏）委員

数制的なところを先にお伺いしますが、平成26年度、それから27年度の苦情件数について、総合的な苦情件数と排雪に関する苦情件数をお知らせください。

○（建設）雪対策課長

平成26年度と27年度の苦情、我々は市民の声と呼んでおりますが、の総計でございますが、26年度の総計は3,306件でございます。27年度の総計は1,960件でございます。それで、排雪に関する市民の声ということでございましたが、排雪に関しては排雪依頼と排雪後の苦情、二つございまして、排雪依頼に関しましては26年度は498件、27年度は430件、排雪後の苦情におきましては26年度は56件、27年度は23件でございます。

○中村（吉宏）委員

それから、平成26年度、27年度それぞれの降雪量をお示しください。

○（建設）雪対策課長

平成26年度、27年度の年度末までの降雪量ということで、26年度におきましては585センチメートルでございます。27年度におきましては495センチメートルでございます。

○中村（吉宏）委員

昨年度に関するところ、決算のところ、4,000万円ほどですか、決算の額が少なくなっている状況が見受けられて、一方で先ほどからの議論もありましたが、排雪についてやはり市民の方から困っているという声が随分上げられていたように思います。その証拠に、今、示された数字の中では、排雪に関する苦情、特に排雪を希望される方の件数が総苦情数の割合に対して、平成26年度と比較しても比較的高いのかなという印象があるのですけれども、この点、建設部ではどのような認識なのかお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

排雪におきましては、平成26年度、27年度変わらず、従来からの方針でございます適切な時期に適切な場所の排雪を行うという形で、その点については変わらないと考えておりますが、26年度と27年度では、先ほども答弁させていただきました累積降雪量が26年度は585センチメートル、27年度は495メートルという形で、昨年度は少雪だったということがございまして、それまでの26年度、その前の25年度は雪が多かったということで、必要な時期に必要な箇所の排雪を行うということの上で必要な箇所が一つの地域で同じような形で必要な路線があったという形で、順番に地域の道路を排雪していったということなのでございますが、昨年度におきましては少雪ということも

ございまして、地域の道路全てが必要な箇所だということではなく、必要な箇所が限定されたということもございまして、必要な箇所に必要な時期の排雪を行った結果このような形になったということでございまして、そのような除雪、排雪の入り方が少し違ったものですから、市民の皆様におかれましては、少し変わったのかなというような印象を抱かれたのかなというふうに思われますので、この点につきましては、除雪懇談会等で市の排雪の考え方について市民の皆様にご説明してまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

そうおっしゃいますけれども、変わったのかなという認識ではないと思うのですよ。ちなみに、苦情件数で平成26年度の総苦情件数に占める排雪に関するもの、排雪依頼の割合とそれから27年度の総苦情件数における排雪依頼の割合、これパーセンテージで示してもらえますか。

○（建設）雪対策課長

全体に占める排雪依頼につきましては、平成26年度におきましては15.1%でございます。27年度におきましては21.9%でございます。

○中村（吉宏）委員

先ほどの議論から少雪だというお話ありましたが、そのものに比べてみればやはり平成26年度よりも割合的に高くなっているわけですよ。この点、排雪に関する考え方が小樽市で変わっていないと言いますが、少なくとも住民のニーズを満たしているのかということ、必ずしもそうではないのではないかと。少雪であったことと、それから市民の生活利便性というもの、この辺に関して建設部の考え方はどうなのかお示してください。

○（建設）雪対策課長

排雪に関する考え方ということにつきましては、従来どおり平成26年度、27年度、市としては変わらず必要な時期に必要な箇所の排雪を行うという形でございます。その上で市民の皆様の排雪依頼が市民の声の中に占める割合がふえているということにつきましては、降雪状況や雪の解け方、それらの違いによってこのようなことが起きたと考えておりますので、この点につきましては、除雪懇談会等で市民の皆様にご丁寧に説明してまいりたいと考えております。

○建設部安田次長

今の追加の御説明を申し上げます。今、説明いたしました排雪依頼につきましては、15%と21%ということのでかなりの5%程度の増加、21%かな……

（「6%程度ですね」と呼ぶ者あり）

増加していますよということでの御指摘かと思えます。その部分で私から追加させていただきます。今、御指摘いただいたこの2年間では、かなりの差ということで御指摘いただきましたけれども、5年間通じますと、今計算しましたので、おおむねですが、平成23年度で19%、24年度で18%、25年度で20%、今申し上げた26年度で15%、そして27年度で22%程度ということでございます。このような中では、この2カ年では委員御指摘のとおり、かなりの差がございます。ただ、この5年間を平均しますとおおむね20%前後で推移しているということもございまして、この年が苦情が多いと、割合が多いという形には一概にはならないのかなというふうに思っております。

○中村（吉宏）委員

今、平成23年度から27年までのパーセンテージを示されましたけれども、では降雪量はどうだったのですか。

○建設部安田次長

年間降雪量につきましては、平成27年度で495センチメートル、26年度で585センチメートル、25年度で670センチメートル、そして24年度で676センチメートル、そして23年度で702センチメートルという数字になってございます。

○中村（吉宏）委員

今、示していただきましたけれども、近年にない少雪の状況で21%超えの苦情が出ているということは、市民ニ

ーズが満たされていないのだなというのを今改めて認識したところですが、先ほど排雪の基準という話が出ておりましたが、これについてはことしというか平成27年度を踏まえて、28年度に道路がどのぐらいの状況になったら、何メートルの積雪になったら、何メートル雪を積んだら排雪が入るのですという、そういう細かな基準というものは出ているのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

排雪を行う数値的な基準ということでございますが、市内の道路、道路幅員であつたり道路勾配、家屋の連檐等異なるものですから、一律の排雪に対する数値的な基準というものは設けてございません。

○中村（吉宏）委員

でも、それはおかしいのではないのでしょうか。平成27年度には除雪に関する調査の費用も予算としてついているわけであつて、それをきちんと精査して、28年度はそれに基づいて概算なりと出してくるのが普通ではないのかと思います。つまり、拡幅除雪をした後何メートル積み上がったらかくとか、何メートル幅の道路だったら何メートルという、そんな基準というものは設けられていないのですか。

○（建設）雪対策課長

繰り返しの答弁になりますが、まず、かき分け除雪を行い、その後、拡幅除雪を行い、これ以上雪が堆積できなくなった時点で排雪を行うということでございますが、それにつきましては道路幅員や道路勾配、家屋の連檐等が市内の道路さまざまでございますので、一律に数値的な基準というふうなものは設けてございません。

○中村（吉宏）委員

では、排雪するタイミングというのは、相変わらず主観によるということによろしいのですか。

○（建設）雪対策課長

パトロールを実施し、周辺の道路状況等を勘察して、必要な時期に必要な箇所の排雪を行うということでございます。

○中村（吉宏）委員

いや、だから、そのパトロールした方がどういう基準で排雪に入るのですかということを知っています。

○（建設）雪対策課長

道路幅員を確保するためにまず拡幅除雪等を行うのですが、その拡幅除雪を行う上で、雪山にこれ以上堆積できなくなったり、もしくは道路幅員がこれ以上確保できなくなったときに排雪を行うということでございます。

○中村（吉宏）委員

それも道路の事情によって違う、どこまで積み上げられるのかということもそうですし、住民の方がもう通行に大変だよという、そういう声も現実には昨年上がっていましたが、そういうものはどうやって踏まえていくつもりですか。

○（建設）雪対策課長

地域の市民の皆様からの声ということもございまして、そのような声が上がってきたときには地域総合除雪の共同企業体であつたり、我々除雪対策本部の職員がまずその現状を確認し、排雪の必要性ということを判断しております。

○中村（吉宏）委員

昨年度は排雪が入った路線と入らなかった路線があると思うのです。そういう認識でいいですね。

○（建設）雪対策課長

昨年度において、排雪路線でありながら排雪を行っていないという路線はございます。

○中村（吉宏）委員

雪の降り方、ある程度、量的なものも高地と低地といろいろあると思いますけれども、その中で結構苦情が上が

ってきたというお話もしました。その中で、なぜ入らなかったのか、ゼロという形になったのかお示してください。

○（建設）雪対策課長

排雪におきましては、パトロールで必要な箇所を確認しておりますので、その結果、排雪が必要だとなる前に融雪期を迎えて排雪に至らなかったということが考えられます。

○中村（吉宏）委員

住民の方が困っているという声がたくさん寄せられて、それが結果として苦情になっていると、こういうお話もさせてもらっています。では、パトロールの方が本当に融雪期で雪が解けていた状況なのかどうか、そういうものを細かく判断される何か基準とか、やはりそういう話になってくるのですけれども、何かあるのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

これにつきましては、排雪につきましてはパトロールを行って、これ以上雪山に堆積することができなくなったような状況で、必要な時期に必要な箇所の排雪を行うということでございますので、融雪期だから行わないとかということではなく、必要な状況になっていなかったということでございます。

○中村（吉宏）委員

もし主観を取り入れるのであれば、パトロールの人がどこまで雪を積み上げられるのかどうかではなくて、市民の方が歩きにくいとか車の通行が非常に厳しいというような声を拾って判断していくべきだと思うのです。少雪というもの一つ理由になっていましたけれども、もう一つ対局で考えなければならないのが生活利便性だと思うのですよ。これの確保をどうするかということが除雪の最大の使命であると思っております。

量とか回数を入れるとか積み上げられるとかではなくて、例えば排雪を入れる際に回数で見るのではなくて、少ないダンプの数である程度の一定量とってもいいわけではないですか。少しでもとってあげると全然違うと思うのですよ。だから、そういうことがきめ細やかさにつながるのではないかと思うので、ぜひそこは今後において考慮に入れてほしいと思っておりますけれども、この辺の御見解をいただきたいと思っております。

○（建設）雪対策課長

路線排雪ではなく局部的な雪山処理ということでございますけれども、雪山処理に関しましても、主要な交差点について本年度から雪山処理の強化ということを行うところでございます。また、それ以外の雪山につきましても、パトロールをした上で必要であれば、局部的な雪山処理ということはやっていきたくて考えております。

○中村（吉宏）委員

パトロール、パトロールとおっしゃっていますけれども、パトロールも住民の声を聞きながらやってほしいなと思います。

◎貸出ダンプ制度について

次の質問に移ります。

貸出ダンプ制度ですが、まず、平成27年度の貸出ダンプの予算額と決算額をお示してください。

○（建設）庶務課長

貸出ダンプの平成27年度の予算額については当初7,000万円という形で計上しておりましたけれども、決算額につきましては1億497万2,456円という形になります。

○中村（吉宏）委員

3,400万円ぐらいオーバーという形になったと思うのですけれども、一方で除雪全体の予算、決算が4,400万円ほど浮いているわけですが、平成28年度はこの貸出ダンプの予算を切り詰めてきていると思うのですよ。一番今回いろいろな制限の中で、集合住宅分をやりませんということになったかと思うのですけれども、27年度の集合住宅分にかかった費用をお示しいただけますか。

○（建設）庶務課長

平成27年度の集合住宅に係る支出分でございますけれども、約660万円になります。

○中村（吉宏）委員

これは全ての集合住宅を平成28年度からもう対象外とするという認識でよろしいのでしょうか。

○（建設）庶務課長

今、貸出ダンプ制度の見直しを図った上で、集合住宅に係る通路の排雪については対象外と考えてございます。

○中村（吉宏）委員

予算特別委員会ではないので余り予算のお話はできないと思うのですが、昨年の状況を見ますと、ことしについては、この金額もう少し何とかしてあげられないのでしょうかというのが本音です。今後も議論もあるので、この点は、またいろいろ調べて質問していきたいと思いますが、ぜひ前向きに検討してほしいと思います。

◎参与の任用について

もう一個、参与に関する質問ですが、当初市長はこの参与について市政全般の政策アドバイザーという位置づけで雇われていたわけですが、議会は承認しておりませんが雇われていた。途中から除雪のスペシャリストのような任用をしていったようですが、ほかに参与は何かやっていたらいいですか。建設部の経験があるということですが、建設部の範疇でもいいですが、ほかにおやりになっていた業務をお知らせください。

○（建設）雪対策課長

建設部の中の業務ということでございましたら、除排雪業務のみと考えられます。

○中村（吉宏）委員

ちなみに、きょうは厚生常任委員会御担当の皆様もいらっしゃるのですが、何か参与から政策的なアドバイスを受けたという部署の方がいらっしゃればお答えいただければと思いますが、いかがでしょう。

○財政部長

私ども所管のところでは、入札制度改革という一つの市長から宿題がございまして、その打ち合わせ、市長も含めた打ち合わせの中で、堤参与に同席いただいたということはございます。

○中村（吉宏）委員

ちなみに、どういった内容のアドバイスを受けたのか、差し支えない範囲でお聞かせいただけますか。

○財政部長

これは以前の予算特別委員会でお話したことございますけれども、各市の状況を調べるに当たって、こういったポイントで調べる、そういったようなアドバイスをいただいております。ただ、これも前に答弁したことございますけれども、その後しばらくはうちの部内での検討ということで、その後は除雪にかなり比重を占めていったようございますので、昨年度後半については、ほとんど部内での検討というような状況でございました。

○中村（吉宏）委員

ちなみに、その内容というのは、財政部の部内で発案とかできるレベルのものだったのか、それともっと高度な話だったのか、いかがでしょう。

○財政部長

もともとは、市長からのいろいろな入札制度に対する検討の要請に対して、その席に同席した中でアドバイスいただいたということもございますけれども、それは先ほど述べましたように他市の状況を調べる際にはこういったポイントでという、経験に応じた内容だったかというふうに把握してございます。

○中村（吉宏）委員

その問題というのは、市長と財政部の皆さんとで直接にお話し合いできるレベルではなかったのですか。他都市の事例程度ですよね。

○財政部長

あくまでも、これは市長から我々財政部の担当が指示を受けている中で同席いただいたという、そういう中身でございます。直接参与から私どもに指示したとかそういうのではなくて、あくまでもそういう市長との打ち合わせの際に同席いただいた、そういう状況でございます。

○中村（吉宏）委員

除雪のほかでいけば入札制度改革だけ、そういうことなのですね。ちなみに、入札制度改革でしたら、愛知県の小牧市が何か先端的な事例だと思うので、御参照ください。

ということを参与が月30万円の報酬を払ってやることなのかということ、改めて疑問に思うわけですよ。除雪を専門にやられていたということですけども、きょう資料要求をさせていただいて、参与が除雪の会議に出席をされたという記録が残っているわけですね。ステーション会議、これは本当に現場のいろいろやりとりをされている、これは業務日誌にもいろいろ内容が載っているところですけども、参与が第2回から、第3回は欠席されていて、第4回、第5回と出られている。1月22日の会議が最後で、2月2日には出席されていないのですが、参与はいらっしゃるのに欠席をされているのでしょうか。この辺はどういうことなのか御説明いただけますか。

○（建設）雪対策課長

お配りしております資料の2ページ目、第6回の2月22日の件につきましては、開催時間が17時30分ということございまして、参与の勤務時間外だということで参加されなかったものと考えられます。また、1ページ目に戻りまして第3回の12月25日15時からにつきましては、参加されなかった理由については、当方では押さえておりません。

○中村（吉宏）委員

今その2ページ目で、次に「排雪作業に関する市長・副市長を交えた打合せ」というのがあるのですけれども、そこも1月21日がスタートで2月4日まで3回参与は出ておられますが、それ以降出ていらっしゃらないのです。しかも何か時間は記載されていないのですが、時間となぜ参与が参加されなかったのかお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

「排雪作業に関する市長・副市長を交えた打合せ」についてというところでございますが、ここにはその下のところに括弧書きで書いてございますとおり、随時の打ち合わせのため打ち合わせ記録等を作成していないもので、この開催された日の開催時間については、当方で押さえておりません。また、参与の不参加理由についても、時間とともに把握してございません。

○中村（吉宏）委員

参与の業務日誌があるのですけれども、業務日誌についてはこういう会議に出席したこともきっちり書いているのですね。2月10日の市長との打ち合わせというのは9時から10時半まで行っているのですが、これに入られているのではないかなと思うのですけれども、こういった点は把握されていないですか。

○（建設）雪対策課長

2月10日につきましては、参与が参加されなかったということで認識しております。

○中村（吉宏）委員

いろいろ参与のこの日誌なんかを見ていく中で、当初は政策全般のアドバイザーと言っているながら、今度は除雪に特化してきたこの参与ですけども、我々はその支出というか報酬を認めていないのですが、少なくともその30万円の根拠がというお話がずっとこの議会で続いてきて、もし除雪に絞るのであれば、除雪の分だけの支給、例えばそれを10万円カットしますとか、そういうお話が上がらなかったのか、きょう総務部の方もいらっしゃるのです。お答えいただければと思いますが、いかがですか。



○総務部次長

今、委員から伺ったような話は、部内では出てございませんでした。

○中村（吉宏）委員

その議論はまた後ということで、この業務日誌を拝見していて、おやと思ったのですけれども、2月26日のところをどなたか読んでいただけませんか。

○（建設）雪対策課長

年月日、平成28年2月26日金曜日、報告者堤正和、業務（打合せ）時間といたしまして以下、9時半から11時半、市長への報告書作成（除雪業務について）、打ち合わせ先及び氏名、庶務課、11時30分から12時15分、高島の空き家について相談（橋本建設社長）、打ち合わせ先及び氏名、松木次長、13時から14時、市長への報告書作成（除雪事業について）、打ち合わせ先及び氏名、庶務課、14時から15時半、同じで市長への報告書作成（除雪事業について）、打ち合わせ先及び氏名、除雪対策本部。以上でございます。

○中村（吉宏）委員

不自然に感じるのは私だけでしょうか。除雪に関するアドバイザーということのようではございますけれども、高島の空き家についての相談というのが1件あるのですが、これはどういった内容なのですか。

○建設部松木次長

今、高島の空き家についての相談ということでございますけれども、その内容につきましては、高島のところに1軒空き家がございます、そこから雪どめが落ちそうになっているとか、外壁等がかなり傷んでいまして、そういう意味で空き家がございます、そういったものに対する相談でございます。

○中村（吉宏）委員

それは、やはり所有者というか、そういう方たちの相談を、所有者の方の相談を受けたという形なのですか。

○建設部松木次長

近隣からの御相談でございます。

○中村（吉宏）委員

近隣からの御相談ということですが、なぜ参加がこれを受けなければならないのでしょうか。

○建設部松木次長

そのときに参加からそういう相談がございまして、それで私のほうで対応させてもらったという経緯でございます。

○中村（吉宏）委員

空き家なのですが、雪の問題だということですね。いや、わかりました。雪の状況というか、そういう対策だけを行っておりますという先ほどの答弁の中で、いきなり空き家の相談というのがあったので、空き家対策か何かの対応をしたのかなということでお伺いをしましたけれども、この業務日誌からもいろいろな状況が見受けられるのですが、排雪については市長から2月1日に一度区切りをつけてほしいというようなお話もあったようではございますけれども、これについては市長どうなのでしょう。どういうお願いをしたのでしょうか。2月1日です。

○市長

先ほど来から雪対策課長がお話しされておりますけれども、従来の排雪のあり方において、私自身もそのことについて改めて部署でしっかりとそのことを意識するよということの意味合いで説明をしているところでございます。

○中村（吉宏）委員

排雪を抑制してと、要するに除雪を中心にやりなさいというような指示ということだったのですね。それについても先ほど申し上げたように、市民ニーズの部分から苦情が上がっているというところはしっかりと指摘をさせて

いただきますので、今後において取り組み方を考えていただきたいと思います。

○鈴木委員

◎参与の任用について

それでは、参与の件ですけれども、まず、小樽市除雪対策本部規程というのがあります。この中に書かれている組織をかいつまんでお聞かせいただけますか。

○（建設）庶務課長

除雪対策本部の組織につきましては、対策本部に総務班、除排雪事業班、道路占用班、落雪防止班、港湾班、雪崩対策班、市営住宅班の班を置いてございます。

○鈴木委員

この中に、第 6 条になりますけれども、「本部長、副本部長、本部次長及び班長は、上司の命を受けて、その所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」とありますけれども、この第 6 条に本部長が入っているというのは、この上司というのは誰なのですか。

○（建設）庶務課長

実際、直接本部長に対して業務の指示を行う上司は置かれてはございません。

○鈴木委員

ということは、この除雪対策本部というのは、独立したというか、本部長を中心としたそういった形の組織と考えてよろしいですか。

○（建設）庶務課長

実際この除雪対策本部の設置につきましては、第 1 条に設置目的を書いておりますが、この設置目的を達成するための組織ということで考えていただければよろしいと思います。

○鈴木委員

それでは、平成 27 年度の除雪対策本部をつくった日はいつですか。

○（建設）庶務課長

第 2 条の規定に書いてございますが、12 月 1 日に設置をしてございます。

○鈴木委員

このとき本来の本部長、充て職であります副市長がいらっしゃらなかったということですよ。そうしますと、上林副市長がこの除雪対策本部長になられたのはいつですか。

○（建設）庶務課長

副市長として任命された日ですので、2 月 1 日だと思います。

○鈴木委員

今お話がありましたとおり、上林副市長がついたのが 2 月 1 日ということであります。これから原課に聞くのですけれども、事前に、今のつかれている皆さんは昨年度やられていないわけで、昨年度の平成 27 年度にされた方にしっかり申し送りというか引き継ぎをしてお答えしていただきたいをお願いをしていますけれども、それでいいですか。

○（建設）雪対策課長

昨年度、建設部副参事を務めていた職員から聞き取り等を行っております。

○鈴木委員

市長の答弁の中に、参与については市長の政策アドバイザーであり、また、職員の求めに応じて調査及び助言を行う目的というふうに書いてあります。ということは、職員の皆さんが求めなければ基本的には参与はかかわれな

いと考えてよろしいですか。

○（建設）雪対策課長

参与が自発的にアドバイスする場合がございますが、本来でいきますと、当然、市長へのアドバイザーでございますので、市長を通して職員に周知ということになるのですが、除雪対策本部の中では除雪業務ということで、参与から、その当時の雪対策課長であったり建設部副参事に除雪に関するアドバイス等を行っております。

○鈴木委員

そういうことになりますと、例えば副参事にアドバイスがあったときは、アドバイスですから、業務命令ではありませんので、そのことはその上司に相談をして命令を新たにさせていただくという方法をとったということですか。それとも、参与の方がアドバイスをして、それを命令ととって遂行したということですか。ここは重要なことですが、

○（建設）雪対策課長

参与から前建設部副参事にアドバイスがあった場合がございますが、その内容にもよりますが、重要な案件につきましては上司等に相談することもあったと思いますが、一般的なものに関しましては、その内容を当時の副参事が判断して自分の考えを入れて、下の雪対策課長であったり我々職員に対して指示等を行ったというところでございます。

○鈴木委員

例えば、建設部次長が雪対策課長、今いらっしゃいますけれども、例えばこういった形で対応してくださいというのは、業務命令に当たりますか。

○建設部安田次長

ケース・バイ・ケースになりますので、具体的にという形でないと判断はつかないのですが、いわゆる命令という形の厳しい形と言う場合と、やはりサジェスションといいたまいますか、助言といいたまいますか、経験上お話をするという場合もあるかと思っております。

○建設部長

答弁の仕方が悪くて申しわけないですが、あくまでもアドバイザーでございますので、市長を経由してくるのが本当ですが、時間の節約ということがありますので、あくまでも私どもはサジェスション、アドバイスということで考えてございます。それについて私ども除雪対策本部、こうするよという言い方されているかもしれませんが、私どもとすれば、あくまでもアドバイス、サジェスションということで理解して私どもで判断をしているということで御理解いただきたいと思っております。

○鈴木委員

そうですね、アドバイスしかできないのですから、権限がないのだし、そのことはもう明白なのです。ということになりますと、例えばこの業務日誌については、正確を期しているということですね。

○建設部長

これは一つの公文書でございますので、御本人が書いた部分では、御本人の主観的な部分では正確だと思いますけれども、ただ、その表記については、やはり個人の感情といいたまいますか、心が入っておりますので、本当に客観的に正しいかどうか、そこら辺については私どもでは評価しかねますので、御本人について……

（「そういうものを出すの」と呼ぶ者あり）

あくまでもこれは業務日誌、御本人が書いていることで課長まで決裁しているというものでございますので、その中では御本人は客観的に書いていると理解しております。

（「日記じゃないんだよ」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員

この中に、参与が備考のところに書いてあります、市長からの指示ということでお書きになっているところが何かあります。それと明確に違うところは平成28年1月29日、副参事へ指示としっかり書いてあるのですよ。ということは、先ほど言ったようにケース・バイ・ケースだけれども、この業務命令といいますか、そういった形をとっていたというふうにとらざるを得ないのですが、その点についてはどうお考えですか。「副参事に指示済み」と書いてあるのですよ。

○建設部安田次長

指示という部分の中の意味でございますけれども、これは命令という意味ではなくて伝達ということで御理解願いたいと思います。

○鈴木委員

でも、それですと、先ほど言ったように市長からの伝達みたいな形はそういった形で書いてあるのですよ。この部分だけあえて副参事に指示済みと書いているのはどうしてですか、表記の形が違うのですけれども。

○建設部安田次長

私どもの理解としては、先ほど申し上げたとおりでございます。

○鈴木委員

ですから、これは正確なものかということで聞いたのですよ。こういう形で一つだけ取り分けて違う表現をしているということは、かなりそういう気があったという認識ですよ、まず一つは。

それから、先ほどおっしゃいましたけれども、市長のアドバイザーですから、そういった指示が来た場合、市長が言っているのだらうというお考えなのでしょうが、先ほども言ったように、除雪対策本部という形の組織で言えば、それはだめなのです。結局その人の指示で動いてはいけないのですよ。あくまでも、先ほど言ったように、上司の指示がなければいけない、そういうことですよ。

それでもう一つは、朝よく市長とミーティングしていますね。二人ということかな、市長と参与という形。その後、市長はこの会議に出ていません。参与が出て市長の意向を伝達している、そういった形にとれますけれども、そういった形でいいのですか、理解は。

○（建設）雪対策課長

除雪対策本部内の朝でのミーティングでございますが、開催した中で市長からこういう指示があったというようなことを除雪対策本部員に参与が伝えたということはございませんでした。

○鈴木委員

それでは、聞きますけれども、これも本部長は先ほど言ったとおり上林副市長になったわけですよ。ということは、市長が再三、高度な知見とか高度な考えをお持ちというふうに言っているわけですよ。ですけれども、市長は、副市長の職務は荒らさないとやったのですよ、参与は副市長とは全く別なものと。ですから、副市長の権限も荒らさないし、もちろん副市長の代理はさせないと。

ところが、副市長は、この業務日誌を見ていると、ほとんど参与とは話していないですよ。そして、この除雪に関してアドバイスはいただいているのですか。いただいている。そうなりますと……

（発言する者あり）

うんと言ったからそうなのでしょう。そうなりますと、除雪本部長である副市長の業務を市長と参与のホットラインで潰すというか、早い話そこで代替してしまっているのではないのですか。副市長がほとんどかわられない状態の中で、市長が参与のアドバイスを受けて、その参与が直接除雪ステーションに出向いて指示をして、そして副市長は今言ったように全然打ち合わせをしない、中身もわからない、そういう状態ではないのですか。その件について副市長にお聞きします。

### ○副市長

2月1日、突然、本部長ということになったものですから、それまで教育長をしていましたので、除雪ということに関して言えば全くの素人という状態でございましたので、打ち合わせにはもちろん私も入っていましたし、当時はとにかく毎日毎日が除雪ということに対して勉強するという感覚で、本部長として責任を果たしたかどうかは別にしまして、それぞれ専門職の方と話の中で自分なりにやはり本部長として除雪にどうかかわっていくのがいいのか、またはそれぞれの判断については、これは除雪に関する専門的な判断というよりは、いわゆる社会人として通常、一般的な判断としてどう受け取るかという意味では、私もその話の中には参画をしていたとは思いますが。

ただ、細かな専門的なことについて私がアドバイスをする、また、私の意見を言うということは、しばらくの間はありませんでしたけれども、ただ、市長からまたは参与から私に対して、ああせい、こうせいということはありません。ただ、本部としてどういうふうにするかというのは、本部員とももちろん相談をしながらアドバイスを受けながら、これも先ほど言いました社会通念上の常識の範囲でそのことが本当に受け入れられるのかどうかという観点では、本部長としての意見を言いながら、全体として進んでいたというふうには考えております。

### ○鈴木委員

そうであるならば、副市長、言いますけれども、市長が高度な知見を持って、この除雪に絶大なる力を発揮したと言っているのですよ、参与のことを。そうでしょう。だから、30万円払ってもいいのだというお話なのです。我々は30万円払うことは、それだけの業務をしていないと思いますから、いつもそのことでお聞きをして、そのことが理解できないので何回も何回も聞いているわけです。

当然、除雪対策本部長であります上林副市長は、そういったお話が一、二回あって、もう見地というのはわかるわけでしょう。そうしたら、除雪に対してこの人は並外れてすぐれている、市長がおっしゃるようなそういう方だったのですか、そのことを説明してください。先ほど言ったように細かいことは別に結構ですけれども、例えば除雪の物の考え方、そういうことを承ったわけでしょう。ですから、そのことを全くなくて本部長をやられていたということですか。例えば2月1日にやったにしたって、なつたはなつたのですから、やはり業務としてしっかりしていただかなければいけないのではないですか。言っている意味がわかりませんか。だから、参与を市長がすばらしいと言って、我々はなかなかわからないのです、受け入れられない。それでは、副市長からも、その参与のすばらしさをアピールしていただきたいということです。

(「副市長も必要じゃないと思っているんじゃないの」と呼ぶ者あり)

### ○副市長

まことに申しわけありませんが、先ほど言いましたとおり、私は除雪ということに対して専門的な知識もない状況の中で、その方が並外れた専門的な知識があるかどうか、そのラインを私たちはどこまでが専門的な知見なのか、どこまで以上が専門的なのかという判断は、当時の状況としては私は判断できませんが、しかし、市長なりに適切なアドバイス、または本部に対してのアドバイスというのは相応にありましたので、全く機能していないとか全く役に立っていないとか、そういう感覚は全くありません。やはり適切なアドバイスはしてくれているのだろうなというふうには感じておりましたので、率直に申してそのように感じております。

### ○鈴木委員

では、最後に市長にお聞きをします。

これは、イエスかノーかでお答えいただきたいので、よく聞いてください。市長は、市長選に出るときに、選挙公約で除雪ということを挙げました。きめ細やかな除雪ということですよ。その中で、自分の見地が足りないとか、少し少ないので、アドバイザーとして参与を雇いたい、そういうお話でした。でも、一つ考え方によると、市長は8年間もいろいろなところに立たれて、私は除雪のことをよく知っているというお話もありまして、逆に言うと、私は、参与を雇う前に市長はある程度除雪の、今回参与がいたことにおいてやったであろうことは頭にあつ

たのではないかと。要するに、参与がいてもいなくても市長は多分こういうことをやったのだろうし、それが自分が除雪のプロとは見られないので、やはり職員の方にそれを説くためには除雪のスペシャリストという方を置いて、その人の言葉をかりてそういうふうな形にしたのではないかと。市長がそうやって参与を使ったとき、自分でその人をアプローチしてお願いしたのですか。それとも、誰かに紹介されたのですか。それとも、その参与の方が売り込んできたのですか。この三つの中でどれが本当なのかをお答えください。

(「質問は最後のことを聞いているのですか」と呼ぶ者あり)

最後ですね。

(「イエスカノーと言っていましたけど」と呼ぶ者あり)

ああ、三つで。済みません、三つになりました。

#### ○市長

質問は最後のその当時の参与とのかかわり方のことについてのお話だと思うのですが、私が直接頼みました。

#### ○鈴木委員

ということで、市長がそうやって直接頼んだということですから、よく出てくるのは後援会の幹事長代行だったり、そういうところのつながりではないかというふうに聞かれるのですよ。これが後援会の方ではなくて、違う見地の方から除雪をやるのだったらこの人を使ったらというお話になったら、もう少し違う形だったと思いますよ。しかし、ちょうど選んだのが参与で堤氏だということでもありますから、どうしてもそこが拭い切れないと。我々もそういうふうに着た見方をせざるを得ないと思うわけです。

ですから、これは、参与はもう終わりましたけれども、後援会の方と何かそういったかかわるときは重々気をつけたほうがいいと思いますよ、そういうふうに見られるということは当然ありますので。これは、今回いろいろなことが発生しておりますけれども、今後もいろいろあるかもしれませんが、後援会の皆さんとの一定の距離、これは市長である以上、決して……

(「一定の距離。そういうことを言っているのか」と呼ぶ者あり)

一定の距離というのは……

(「どういうことを言われているのか」と呼ぶ者あり)

わかりませんか。一定の距離は置いていただくべきではないですか。そういうことはお願いしておきますということで終わります。

#### ○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので、少々お待ちください。

(理事者入退室)

公明党に移します。

---

#### ○千葉委員

##### ◎ごみ処理手数料徴収関係費について

それでは初めに、ごみ処理手数料徴収関係経費について何点か伺ってまいりたいと思います。

決算書の174ページにこの関係経費が載っているのですが、決算額が8,385万7,457円となっております。この内訳として、指定ごみ袋等作成費5,873万3,108円と説明が載っておりますけれども、この小樽市の指定ごみ袋と減免用のごみ袋に分けて金額の内訳の説明をお願いしたいと思います。

○（生活環境）管理課長

指定ごみ袋等作成費の内訳になりますけれども、まずごみ袋の作成費用としまして、燃やせるごみ用が527万枚で、千円単位で申し上げますが4,813万8,000円、それから燃やさないごみ用が96万枚で1,034万4,000円、金額を合計しますと5,848万2,000円になります。それから、ごみ処理券の作成費用が22万1,000円、あとはその他の消耗品ということで3万1,000円となっております。

この内数になりますけれども、減免用のごみ袋ということですが、減免用のごみ袋の対象が三つほどありまして、まず一つは乳幼児のいる世帯になりますけれども、乳幼児世帯用が13万枚、金額で123万5,000円、それから介護用品助成を受けている受給者がいる世帯と障害の日常生活用具の給付受給世帯になりますが、こちら二つ合わせてになります、枚数としましては16万枚、金額として180万8,000円となっております。

○千葉委員

毎年度相当数作成しているというのは事務執行状況説明書からもわかっているのですけれども、この作成枚数というのは、毎年度どのように決めているのか、その予算の算出の考え方について説明をお願いしたいと思います。

○（生活環境）管理課長

ごみ袋の作成枚数の出し方ということですが、基本的には前年ないしは前々年の実績をもとに算出しておりますが、ごみ袋につきましては在庫を切らすわけにもまいりませんので、おおむね2カ月程度の在庫を常に持っているような状態を維持するための、その辺を勘案しまして、枚数を算出してしております。

○千葉委員

それで、平成27年度の当初予算を見ますと、予算額が6,688万3,000円ということで、決算額と約800万円ほど差があります。これは、どのような理由でこのような決算額になったのか、説明をお願いしたいと思います。

○（生活環境）管理課長

不用額が800万円程度出たということですが、理由としまして発注枚数につきましてはほぼ予算と同じ枚数だったのですが、単価が各サイズ、ほぼ全てにおいて単価が下がっているということがございまして、その積み上げがその800万円程度の金額になったということでございます。

○千葉委員

予算の算出時には、その価格の下げというのはわかっていなかったというか、そういうことでよろしいですか。

○（生活環境）管理課長

予算の策定期間が前年の秋ぐらいになりますので、実際に発注するまでの期間がちょっとあるものですから、そのタイムラグといいますか、その時間差の関係でなかなか把握ができない部分があったと思っております。

○千葉委員

いろいろな要因があって、多分その単価が下がったというふうに考えられるのですけれども、その単価が下がった主な要因については、どのように捉えられていますか。

○（生活環境）管理課長

ごみ袋を作成するに当たって、原料となる石油製品の下落というところが主な要因ではないかというふうに思っております。

○千葉委員

今聞いていて、これは主婦的な市民的な感覚ですが、石油の価格の変動ということで、ということは上がるときもあると。予算を見積もった以上になることもあるというふうに考えると、先ほど在庫を切らさないようにつくっている、作成をしているということでありましたが、予算が800万円という大きなこの部分だけ見ると、割合として大きく不用額がその部分だけ出ているので、前もってその作成する袋の枚数をふやすですとか、予算では例えば10万枚と見ていたけれども、こういう状況が年度内でわかったと。これから価格の変動でもしかすると高騰す

る場合も考えられるので、前もってその年度に予算の中で枚数をふやして作成するという考え、執行上の考えはできないものかについては、いかがでしょうか。

○（生活環境）管理課長

今の御質問、余裕のあるときに多くつくっておくという形になりますでしょうか。予算をつくる際に、当然、見積もりをもらって予算要求をしていくのですけれども、その中で必要枚数、実際発注時になって、その範囲でおさまるものかどうかという部分も気をつけながらやらなければなりませんので、そうなるとうまくできないことということはありますが、予算執行をする際にはその辺を見きわめながら進めていきたいと思えます。

○生活環境部長

今の予算を振り分けている段階で、前もってつくってはどうかという話ですけれども、実は、つくったときに保管料というのがあるものですから、先ほど言ったように枚数については、2カ月ぐらいの在庫があるように見込んでつくるものですから、その予算が余ったからといってつくったときに別に今度、保管料というものもまたかかりますので、先ほど言ったように、2カ月ぐらいの在庫というのを目安にしてつくっているところで御理解いただきたいと思えます。

○千葉委員

では、今の話だと保管料が、これこの次質問もするのですけれども、枚数で保管料も金額も変わってくるという理解でよろしいのですか。

○（生活環境）管理課長

保管料につきましては、枚数というよりも箱数で1箱幾らという形になっています。

○千葉委員

次に、今おっしゃった指定ごみ袋等保管・搬送業務委託料の684万2,685円について、どのような費用なのか、もう少し詳しくお聞かせ願いたいと思えます。

○（生活環境）管理課長

指定ごみ袋等保管・搬送業務委託料ということですが、大きく分けて3種類の業務が入っております。まず、ごみ袋をつくって納品、委託している業者のところに納品するときに、入庫業務というのがまず一つです。それから、ごみ処理手数料の徴収委託をしている店舗、いわゆるごみ袋の販売店に注文があったときに搬送してもらう搬送業務、それから通常保管をしている部分もありますので保管業務、主にこの3種類の業務になります。

○千葉委員

この三つの業務を全て委託しているということで、この金額ということで理解をいたしました。

この指定ごみ袋等保管・搬送業務委託料の平成23年度から26年度までの決算額と27年度の当初予算というのは、どのようになっていたのか、金額をお示し願いたいと思えます。

○（生活環境）管理課長

こちらの金額、千円単位で答弁させていただきます。まず平成23年度が393万7,000円、24年度が417万5,000円、25年度が419万3,000円、26年度が405万3,000円となっております、27年度当初予算につきましては、468万6,000円となっております。

○千葉委員

今、過年度の金額等聞きましたけれども、例年400万円前後で推移してきたのかなというふうに思っておりますし、平成27年度の当初予算も468万8,000円となっております。今回27年度の決算を見ますと、先ほど数字を述べさせていただきましたが、200万円以上も額が膨らんでいるというふうになっていきますね、1.5倍ぐらいになってしまっているのですが、この理由については、どのような要因があったのか、説明をお願いしたいと思います。



○（生活環境）管理課長

もとのこの委託業務の委託先につきましては、3年間の長期継続契約を締結しておりますけれども、平成27年度中にその契約の更新がありまして、そのときに単価の見直しがされました。その際の単価が上がったというのが大きな要因なのですが、主に人件費だとかそういった経費がかさんでいるということで、単価を見ても大きな差になっているというような状況でございます。

○千葉委員

単価が、要するに人件費等の保管などの単価が上がったということなのではございますけれども、結構大きい金額だなというふうに思っております、これの委託する業者というのは、市内には1件だけしかないという理解でよろしいですか。

○（生活環境）管理課長

今回は長期契約をしている委託先につきましては、契約方法については随意契約で1社ですけれども、それを締結する際には、その保管業務のできる業者に対して、あらかじめこういう業務できますかということで意向の確認をした結果、できるというふうに言っていたのが1社しかなかったものですから、随意契約をさせていただいているということでございます。

○千葉委員

そういう内容等、また今後細かいところの数字、後ほどメモとかもいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

きょうこの中で特に聞きたかったのは、次、質問に移りますけれども、減免用のごみ袋の作成についてお伺いをしたかったのです。

先ほどお話がありましたけれども、この減免用のごみ袋につきましては、小樽市では新生児、乳児、また介護用品助成事業により紙おむつなどの助成を受けている世帯に対して、ごみの減量の努力をしてもそれができない、そういう家庭、そういう世帯に対して無料で配付をしています。先ほど減免用のごみ袋の作成枚数と金額を示していただいたのですが、これそれぞれの対象者に配付している枚数、また大きさについてお聞かせ願いたいと思っております。

○（生活環境）管理課長

減免用ごみ袋の対象者に対する配付枚数とその大きさということでございますが、まず乳幼児のいる世帯に対しましては、こちらは2歳未満になりますので、一括でお渡ししておりますが、大きさは20リットルのごみ袋になりまして、枚数が200枚になってございます。

それから介護用品助成と日常生活用具の受給世帯は年間30リットル、こちらを100枚配付しておりますけれども、その該当する月に応じまして、枚数については調整をしているというところでございます。

○千葉委員

これにつきましてもいろいろな意見も寄せられているのですけれども、新生児、乳児の方の20リットルについては、私のところに意見というのは余り届いていない、ちょうどいいかなという大きさについては思うのですが、御意見が寄せられている介護用品助成事業による助成を受けている世帯と障害者総合支援法第77条第1項第2号の規定に基づく日常生活用具の給付を受けている身体障害者の方のうち、ストマ装具、または紙おむつなどの給付を受けている身体障害者、身体障害児のいる世帯に配付されているごみ袋についてお聞きしたいのですけれども、この平成27年度の対象世帯数と総枚数、それぞれどのぐらいだったのかお伺いをしたいと思います。

○（生活環境）管理課長

まず、介護用品助成受給世帯の数字になりますが、件数が1,415件、枚数が12万6,125枚。それから、日常生活用具給付受給世帯につきましては334件で、枚数が3万2,025枚となっております。

### ○千葉委員

世帯的には合わせて1,700台と、大体このぐらいで毎年度推移しているのかなというふうに私も記憶をしているのですが、このごみ袋の減免については、多分4年ほど前に、平成24年の決算特別委員会でも質問させていただいているのですが、その配付される30リットルのごみ袋の大きさについて、意見が私のところにも来ております。

以前、御答弁いただいた中では、18年度に行ったアンケート、そのときは24年だったのですが、それから五、六年たっているのに再調査をしたいというふうに御答弁をいただいております。その後アンケートを行ったのか、もし行っているのであれば、その対象者数ですとか、配付枚数がどのぐらいだったのか、回収率等そのごみ袋の大きさについての調査結果をお聞かせ願いたいと思います。

### ○（生活環境）管理課長

以前の御質問を受けまして、アンケートを平成25年に実施しております。調査件数につきましては1,081件、そのうち回答件数が408件、回答率で言いますと37.7%になりますが、結果につきましては、現行どおりの30リットルのままでよいと回答された割合になりますけれども、こちらが62.7%、それから20リットルがよいと回答された方が22.1%、あとその他になりますが、こちら15.2%という結果になりました。

### ○千葉委員

アンケートでは今御答弁ありましたけれども、その設問の内容、大きさ等についてどのように聞かれているのか、その辺についてもお聞かせ願えますか。

### ○（生活環境）管理課長

アンケートを行ったときの設問という形になりますけれども、選択肢として三つあります。まず、30リットルのままでよいかということ、それからもう一つが20リットルのほうがよいということ、それからもう一つはその他ということで、三つ選択肢を設定しまして調査を実施いたしました。

### ○千葉委員

調査結果では、平成24年に聞いたときにも、多分5割ぐらいの方がその30リットルのままでいいという回答だったということで、今回もそれより少し上がってそのままよいという御意見ということが一定程度の理解をしたのですが、私のところには、以前からやはりその30リットルという大きさのごみ袋が、枚数にすると週2回、燃やすごみを出す日に合わせて週2枚、該当するような枚数が配付をされているというところで、非常に大きくてこの利用している方々というのは、結構年齢もいっているものですから、無駄がなく使いたいと。そうすると結局はおむつ、普通の御自宅のごみも入れるのかもしれないかもしれませんが、結局はごみを出すところまで持っていけないとか、それまでするのにおいが我慢できないこともあるのだといったところで、この大きさについては何とかならないのかという声が届いていました。

また、最近は介護の事業者、各家庭を訪問するそういうヘルパーですとかからも、そういう声があるのだけれども、小樽市のこのごみ袋の大きさ、配付される30リットルに対しては何か選択はできないのか、そういう意見も寄せられているところです。せんだってどなたか御質問をしたと思いますけれども、市民と語る会の中でも、このアンケート調査をとると、30リットルでは少し大きいという御意見もあったんですね。そういったところで、今後大きさの見直し、また選択できるような形で何とか進んでいけないかなというふうに思いますけれども、それについてのお考えはいかがですか。

### ○（生活環境）管理課長

まず、現行30リットルを配付しております。それで、先ほどのアンケート結果の6割強ですが、30リットルのままでいいよという意見が多い中で、30リットルを20リットルに全て切りかえてしまうというのは、皆さん、意見の結果が30リットルでいいという声が多いものですから、そこを一律に変えるというのは難しいのかなと思っておりますけれども、あとは30リットルと20リットルの選択制といいますか、選べるようにしてはどうかという御

提言でございますけれども、事務的なこととなりますが、現在30リットルを配付しておりますので、30リットル100枚を1箱でお渡しできるように梱包したものを作成しているのですけれども、これを20リットルも選択できるようになると、20リットルで100枚用の梱包した箱というのも新たにつくるというような作業が出てきます。こうなったときに、そのコスト的にどういうふうになるのかという部分も当然ございますし、あと選択制ですから、最初は30リットルから20リットルしかいないと思うのですけれども、途中で逆のパターンも出てくるかと思っておりますので、そういった皆さんの御希望をどういった形で把握をするのかという、整理をしなければならない部分も少しあるかなというふうに思っておりますので、どういった問題点があるのかとか、あと今言った課題がうまく整理ができるのか、その辺はきちんと整理した上で判断をさせていただきたいなというふうに思っております。

#### ○千葉委員

今またいろいろ課題もお伺いしたのですけれども、本当にそのごみ袋におむつなりごみを入れていく高齢者であるとか、障害者の方々のことも考えていただきたいのですが、障害者の方々がストマだけ使っている方は本当に大き過ぎます。30リットルは私のこの体がすっぽりここまで入るぐらいの大きさです。まず体重のほうが重たいと思いますけれども、本当にそれぐらい非常に負担ですし、また自治体をいろいろ見ますと、同じような減免をやっている自治体では、やはり20リットルが多いのですよね。

旭川市は選択にしていますけれども、30リットルか10リットルかといったところで選択もしておりますので、何とかこれ平成24年度に聞いたときも、その経費について考えていきたいとか、そういう御答弁もありましたけれども、しっかりそういう検討も進めていただきたいと思うのですよね。

そもそもこのごみ手数料の減免というのは、ごみを減らすことができないそういうおむつに対しての手数料の減免ですので、そういう趣旨もしっかり踏まえた上で、その大きさにするなりなんなり知恵を使っていただいで進めさせていただきたい。もし、30リットル100枚であれば20リットルの袋が150枚ですとか、そういうこともひとつ考えられるのかなというふうに思っていますので、あとは経費の問題ですとか配付の問題ですとか、ぜひ検討もお願いをしたいと思いますが、最後に見解を伺いたいと思います。

#### ○（生活環境）管理課長

まず、30リットルで100枚、20リットルとすると150枚という今お話があったのですけれども、このごみ袋を配付するきっかけといいますか発端は、もとは委員おっしゃったとおり、ごみがなかなか減らせないので、その分をごみ袋という形で減免をするというような趣旨でございました。

当初は、どれぐらいの量が実際この対象者の方が配付されるのかというのがわからないという部分もあったかと思うのですが、それで1回当たり、週に2回ありますけれども、1回に出す部分を補助しましょうということで、30リットルという選択になったと。それが実はずっとやってきて、30リットルでは多いのだということは、1回に出す量が実は20リットルで実はいいのだよという声が大勢だということであれば、一旦補助するのは今まで30リットルで見ていたけれども、あくまで実は20リットルでよかったという形になりますので、30リットル100枚で3,000リットル分を補助するというのではなくて、あくまで毎回出さなければならない、毎回出す部分を補助するという形になりますので、考え方としては20リットルもし選択された場合についても、枚数については100枚というふうにまず考えております。

あと、それから他都市では選択制を導入しているということもありますので、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、先ほど言った課題整理する上で、他都市の状況なんかも確認しながら判断させていただきたいと思っております。

#### ○千葉委員

何かそこまで言われると、私ももう一言言うと、やはり介護の方でも要介護3以上の方でも、やはり1日例えば寝るときだけ必要なのだよという方もいれば、寝たきりで要介護5の方というのは、人によっては、1日5回とか

場合によっては7回、8回かえる方もいらっしゃいます。

大体30リットルに何も使わない状態でおむつを買おうとすると、大体あの袋がすっぽりおさまるぐらいなので、本当に毎日かなりの枚数を使う人が30リットルが必要なかなというところもあるので、使う方にもよりますが、検討するに当たっては、どのぐらい使われているのかも含めて、アンケートをもう少し詳しくとっていただきたりとか、ストマの利用している方については、よりきめ細かく問いかけするなり、そういう検討もぜひ進めていただきたいと思いますので、要望として話させていただきましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

#### ◎がん検診について

次に、健康診査等事業費の中で、各種がん検診とがん検診の推進事業費について伺ってまいりたいと思います。

このがんですけれども、以前から何度も質問させていただいておりますが、国民の2人に1人はがんに罹患するというふうに推計もされておまして、本当にこれ予防という意味では検診、予防ですとか検診が非常に大切のかな、早期発見早期治療することが本当に尊い命を救うことになるのかなというふうに私自身が思っているところです。

初めに、今回、平成27年度の各種がん検診の決算額が5,156万7,394円ということで、延べ1万2,895人というふうに決算書の中に載っております。これはがんの種類別に延べ人数と決算額をお示し願いたいと思います。

#### ○（保健所）健康増進課長

各種がん検診の受診人数、平成27年度の実績と事務費を除きました決算額について検診の種別ごとに内訳をお話しいたします。

大腸がん検診は受診者数が4,338人、決算額が1,710万9,096円、胃がん検診は同じく1,833人、928万9,200円、肺がん検診ですが2,521人、決算額が198万4,610円、子宮頸がん検診は2,298人、決算額が1,399万3,000円です。最後に乳がん検診ですが、1,905人、決算額が851万8,400円となります。ただいま申し上げた内訳の決算額を合計しますと、決算説明書の数字と異なってまいりますけれども、それは事務費等ということで除いておりますので、御了承いただきたいと思います。

#### ○千葉委員

このどのがん対策推進計画でも、平成29年度までには、このがん検診の受診率を50%以上を目標とするというふうになっておまして、当面、肺がんですとか胃がんと大腸がんについては40%以上を目標とするということは、皆さん御承知だと思っております。そこで、この今がんの種類別に人数等をお伺いしたのですが、受診率について26年度と27年度でお聞かせ願いたいと思います。

#### ○（保健所）健康増進課長

各がん検診の平成26年度と27年度の受診率でありますけれども、27年度につきましては確定値ではなく、今後、数値が変わる可能性があります速報値ということでもありますけれども報告させていただきます。大腸がん検診ですけれども、26年度17.9%、27年度が19.4%です。胃がん検診は26年度が7.0%、27年度も7.0%です。肺がん検診は26年度9.6%、27年度が9.7%です。子宮頸がん検診26年度が32.2%、27年度が30.1%、乳がん検診は26年度27.5%、27年度が28.6%となっております。

#### ○千葉委員

依然として受診率の目標値にはもう全く届いていない、一桁というところ、胃がんと肺がんなどで、ほかの数値を見ても、本当に目標まで遠いかなというふうに思っています。これ、何ともどうしてこのような状況なのか理由もお伺いしておりますけれども、改めてどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

#### ○（保健所）健康増進課長

本市の受診率につきましては、今、委員からもありましたけれども、全国、全道と比べても低い状態にあるのが実態であります。受診率が低い理由ですけれども、なかなか明確な理由につきましては把握できていないところで

すが、平成22年に実施いたしましたがん検診に関するアンケート調査の中では、未受診の方の回答に、自分はがんにならないと思っているからですか、心配なときにはいつでも医療機関を受診できるからという回答が多く見られたところであります。なかなかがん検診の受診の意識につながっていないというところが実態だと思っております。

#### ○千葉委員

今伺った理由というのも、何度も御答弁いただいて、本当にそうなのだろうなというふうに思っているところですが、行政側としてはこれ何とか推進をしていかなければいけないといったところで、取り組みについてお伺いしたいのですが、どのようにしてこのがん検診の受診率を上げるための取り組みをされてきたのかもお聞かせ願いたいと思います。

#### ○（保健所）健康増進課長

受診率向上に向けました取り組みですが、これまで広報ですとかホームページに掲載をまいりましたし、国民健康保険の新規加入者ですとか、医療機関、あと調剤薬局などでチラシを配付をまいりました。また、保健師によります健康教育など、できる限りの機会を捉えまして周知啓発を行ってきたところであります。

また、胃がん検診につきましては、これまでは札幌の対がん協会のみでの受診ということでありましたが、今年度から市内四つの医療機関で受診ができると、受診を開始することになりまして、受診しやすい環境を整えてまいりました。今後ともあらゆる機会を捉えまして、周知を図っていかなければならないというふうには考えております。

#### ○千葉委員

胃がんに対しては今年度の結果が少しアップ、二桁台に乗るのを期待したいと思っておりますけれども、平成26年度の決算を見ますと、27年度と比べて検診の受診者というのは、先ほどの答弁で1,000人ほど増加をしているといったところで、市民の意識も少し上がったのか、市の取り組みもあったと評価したいと思っておりますが、27年度の予算額というのは4,900万円といったところで、前年度の26年度から見て減額をされていると。私としては、本当にこの受診率向上に向かってやる気を出していただいているのかなというふうに、この数字だけを見ると思ってしまったのですが、結果としてそれを上回った結果となってよかったと思うのですが、これ予算の考え方ですけれども、対象者ですとか受診率をどのように想定されて計上されたのか、その考えについてお聞かせ願いたいと思います。

#### ○（保健所）健康増進課長

がん検診の予算の見積もりについてでございますけれども、なかなかその受診者数を正確に推測するということが難しいという状況にあります。難しい状況にありますので、前3年間程度の実績ですとか、増減の傾向などを勘案し、受診者数を推計しているところであります。

平成27年度予算の見積もりに当たりましては、24年度から26年度の実績の平均程度で予算を見積もったところであります。その結果がこの数字ということになります。

#### ○千葉委員

受診率自体が非常に低いので、今回予算を上回った受診のあったといったところで、少しだけ喜びたいと思うのですが、本当に検診というのは非常に、先ほど来述べております、大切だと思っております。

このがんの治療というのは、やはり重症化すればするほど医療費がかさむということがわかっておりまして、友人や知人なんか聞くと、やはりその病院に行くのをずっと、何かおかしけれどもということでおくられてしまっていて、年間の自己負担額が数十万円になると。でも、それを考えると、保険者の医療費というのは、やはり数百万円程度になってくるのかなというふうに思っています。これというのはやはり結果的に自治体のその保健事業のそういう事業の財政的に大きな影響も及ぼすと考えられますけれども、その辺についての見解も伺いたいと思います。

○（医療保険）国保年金課長

がん検診の対象者ですけれども、こちらやはり主に国民健康保険の加入者が主なものだろうと思っております。国民健康保険の医療費などでは、がんの治療費、医療費というのはかなり高いということがございます。保険給付費の約17%、20億円ほどを占めているということがございますし、あと最近オプジーボなどの高額な抗がん剤なども出ていますので、がん治療の医療費というのは国保財政にはかなり影響があると考えております。

○千葉委員

本当にその国民健康保険の先ほどの御答弁でもあったように、1人頭の医療費が四十数万円というお話ありましたが、これはがんが重症化する方がふえればふえるほど、本当にもっとふえていくということを考えると、やはり早期検診によって早期に発見をされる方がふえれば、長期的に見てこの保健事業財政にも少なからず貢献できるのかなというふうに思っておりますので、ぜひ推進をしていただきたいと思うのですね。

それに関連して、ここにはがん検診の推進事業費についても書いてありますけれども、決算されておりますけれども、これ改めてどのような事業内容だったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

がん検診推進事業でございますけれども、事業の内容といたしましては、大腸がん、それと子宮がん、乳がん検診のうち、年齢などの条件によりまして、特定の方が対象となる国の補助によるクーポン事業であります。

○千葉委員

先ほどと同じように決算額ですとか、延べ人数、平成27年度は1,381万3,483円、延べ1,560人ということで、やはりこちらは延べ人数が26年度に比べて500人ほど減少しているのですね。これについては、どのように受けとめていらっしゃいますか。

○（保健所）健康増進課長

このがん検診推進事業でございますけれども、決算、平成26年度と27年度の延べ人数を比較しますと、550人ほど減っている状況であります。理由といたしましては、27年度に国が示す実施要領が改正されまして、区分事業の対象者であっても、協会健保ですとか、健康保険組合、共済組合などの加入者で、会社などの検診で受診を優先することという事項が加わったことによりまして、受診対象者が減ったのが主な理由と考えております。

○千葉委員

このがん検診については、本当に財政に大きく響いてくる場所もございますので、ぜひ推進をお願いしたいと思います。

◎除排雪について

では、除排雪、せつかくきょう出ていただいて、先ほど各委員からもいろいろお話ありましたけれども、私からまとめてというか一番聞きたかったのは、先ほど来、その除雪に関しましては排雪が入らなかったところもある等ありましたけれども、結局、先ほど雪対策課長が答弁なさっているのは、必要な時期に必要な箇所、適切な時期に適切な箇所ということで判断をして、今回、平成27年度は排雪に入ったということでありまして、苦情件数だとか、実際は排雪路線であるにもかかわらず入らなかった路線の地先の方からは、なぜ入らなくなったのかといったところで、その理由がわかっていないのですね。それについてはどのように受けとめられますか。

○（建設）雪対策課長

平成27年度の排雪状況について市民の皆様の市民の声が多かったということにつきまして、市民の皆様がどうしてかというふうなことを思われているという御質問だったと思われませんが、排雪の方法につきましては、必要な箇所に必要な時期に排雪を行うという形で、従来からこれは変わってございません。

昨年度とその前、26年度であったり25年度の違いというのが、気象状況にあるかと思われまして、25年度、26年度に関しましては雪が多かったこととございますから、排雪路線によっては複数回入っているようなところもござい

ますし、また一つの地域に入れば同じように雪が多かったものですから、どこも一つの地域でどこも排雪する必要があったという状況がありまして、一つの地域について順番に、ここの路線が終われば隣の路線、隣の路線が終わったらその次の路線というような形で排雪をしていった、こういう年数が25年度、26年度、その前もございまして続いたということで、市民の皆様におかれましては、ここの路線は必ず入るし、年によっては2回入るのではないかと、年によっては3回入るのではないかとというような、どちらかというとな必要な時期必要な回数というよりも、回数で覚えられたというか、そういうように思われたところもございまして、それが昨年度は雪が少ないということがございまして、必要な時期に必要な箇所の排雪をしたときに、うちのところでは、この前の冬、特に26年度は排雪量が多くて3回入ったのに、1回しかない、3回入ったのに全然入らない、そのようなことが起きたために、市民の皆様は今までと違うのではないかとというような印象を持たれたと思われまますので、この辺につきましては、これから行います除雪の懇談会等で、排雪の考え方であったり、排雪についての26年度の比較等について冊子をまとめて皆様に御説明をしてみたいと考えております。

#### ○委員長

今、市民の周知について聞いている部分ですけれども、その辺が説明が足りなかったのではないかとと思うのですけれども。

#### ○（建設）雪対策課長

済みません。市民の周知につきましては、これから開かれます、11月から市内各地で行うことを予定しています除雪懇談会等で、昨年度の排雪の状況であったり平成26年度の状況等についても説明してみたいと考えております。

#### ○千葉委員

なぜそうだったかというのは、先ほど一番いいタイミングという、行政が考える排雪のタイミングと市民とは違うのですよね、一番いいタイミングが。それ踏まえていただいて説明しないと、一層今年度は混乱します。

今、調査業務で昨年度400万円、ことしも調査業務を行っておりますけれども、それをしっかりとデータに落とすというお話がありました。それを踏まえて庁内で検討して、また議会に示していただいて、そして市民に周知をしていく、こうでなければ行政側が考える一番いいタイミングと市民の考えるタイミングは非常に差があると考えますので、それは申し述べて見解をいただいて、私の質問は終わりたいと思います。

#### ○（建設）雪対策課長

排雪につきましては、市といたしましては、必要な時期に必要なタイミングでというような排雪を行うということでございますが、その点について、市民の皆様からその点も説明した上で、これから開かれます除雪懇談会等で市民の皆様から排雪についての意見もお伺いしまして、その中で市と皆様との考え方、どういふようなところが離れているか、もしくは市の考え方を丁寧に説明した上で、御理解いただけるのかどうかということもありますので、まずは除雪懇談会で市民の皆様の声聞いていきたいと考えております。

#### ○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので、少々お待ちください。

（理事者入退室）

新風小樽に移します。

---

#### ○中村（岩雄）委員

#### ◎動物愛護について

まず動物愛護、それから厚生常任委員会で先般犬管理所を視察させていただいたのですけれども、それに関連し

て何点か聞いていきたいと思います。

フェイスブックですとかツイッターなんかやっていると、よく迷子の犬ですとか猫の飼い主捜しだとかあるいは里親捜しだとかという、そういう記事が流れてくるわけですがけれども、この小樽市内の飼われている犬、そして猫の数、これはどのように押さえていますか。

○（保健所）生活衛生課長

小樽市内で飼われている犬と猫の数でございますけれども、犬につきましては、狂犬病予防法に基づき登録が義務づけられておりますので、市内の犬の登録数はことしの6月末で約5,800頭となっております。また、猫の飼育数につきましては、猫については登録がございませんので推定値になりますけれども、昨年、一般社団法人ペットフード協会が平成27年に全国の犬猫の飼育数の実態調査をした結果、大体犬と猫の飼われている数はほぼ近くなったというデータがございまして、それから推定いたしますと、猫についても犬と同じ約5,800頭が飼育されていると保健所では推定しており、合計、小樽市内では犬猫合わせまして1万1,600から1万2,000匹が飼育されているものと考えているところでございます。

○中村（岩雄）委員

かなりの数、全国的にそうでしょうけれども、犬のブームですとか猫のブームですとかいろいろその時代時代であろうかと思うのですが、現在はそういう状況だということですね。今、決算ですから、決算の数字をベースにまず後々聞いていきますけれども、ここで日本で犬猫に関する法的な整備、それはどのようになっているのか、その辺の変遷、そして同時に小樽市のかかわり、この辺を御説明していただきたいと思うのですが。

○（保健所）生活衛生課長

日本におきまして、動物に関する法律と保健所のかかわり、小樽市のかかわりについてでございますけれども、まず犬につきましては狂犬病予防法という法律が1950年に制定されております。こちらの法律は当時、狂犬病で亡くなる方がたくさんいらっしゃいまして、また野犬が全国で約150万頭と推定されていたことから、至急野犬について捕獲等が必要な急務ということで制定されたものでございます。

狂犬病予防法の中では、都道府県知事または保健所設置市については、登録だとか鑑札をつけない犬がいた場合には、その犬を抑留しなければいけないという規定がございまして、小樽市保健所はこの法律を所管しており、保健所においてそういった野犬等につきましては捕獲して、小樽市長橋にある犬管理所に収容しているところでございます。

法律の中で、都道府県知事または保健所設置市につきましては、犬の抑留所を設けなければいけないという規定がございまして、こちらを受けまして小樽市においては、1950年、小樽市狂犬病予防法施行細則第13条に基づき、長橋1丁目に小樽市犬管理所を設けたところでございます。

また、この法律の中では、市民の方から犬の引き取りの要望があった場合には、受けなければだめだというふうになってございましたけれども、1973年に動物の保護及び管理に関する法律という法律ができて、この部分については削除されているところでございます。

ただ、小樽市では、別に小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例という条例を1953年に制定しておりまして、そちらに基づいて現在も犬については市民からの要望等があれば引き取っているところでございます。

犬についての法律については、以上の形になっているところでございます。

○中村（岩雄）委員

犬ですね。それでこれも世界の流れというのはあると思うのですがけれども、国内でもだんだん考え方が変わってきて、それに時代時代に対応するまた法律の変化といいますか、先ほどもおっしゃってました1973年の愛護及び管理に関する法律ですね、その辺から国内でやはり流れが大きく変わってきたのかなという感じもするのですが、その時代を反映してのことだと思うのですがけれども、人と動物、先ほど野犬から人を守るというような視点でのこ



とだと思うのですが、人と動物との共生というかそういう視点から、また新たな動き、法整備があったのかなというふうに思うのですが、その辺について少し詳しくお聞かせいただけますか。

○（保健所）生活衛生課長

狂犬病予防法以外の法律の動きでございますけれども、1969年にイギリスの新聞が日本の野犬処理の部分について大きく報道され、それに基づいて欧米からの非難が高まりまして、国においてはそういった動物を守るという部分の法の制定が検討されたところでございます。1973年に、当時、狂犬病の発生につきましては1956年以降見られないということでございましたので、狂犬病予防法とは別に人が動物を守る法体系ということで、動物の保護及び管理に関する法律というものが制定されました。

この後、1999年に動物の保護ではなくて動物の愛護という形に変わりまして、現在の原型になります動物愛護管理法が制定されたところでございます。こちらの法律は先ほど委員がおっしゃっていたように、人と動物の共生について配慮して、動物の適正管理に努めなければならないというような形になっているところでございます。

また、動物の規定について説明したいと思いますけれども、この動物愛護管理法の中では、第35条というところに都道府県は犬または猫の引き取りについて、所有者から引き取りを求められた場合については、これを受けなければならないというような項目ございまして、こちらの法律を犬猫の引き取りを所管している北海道、札幌市、函館市、旭川市では、それに基づいて犬猫の引き取りを実施しているところでございます。

また小樽市は、犬猫の引き取りの部分については所管しておらず、猫の引き取りについては現在実施しているところでございますが、法律的には北海道からの協力依頼という形で実施しているところでございます。

また、北海道では平成13年に独自に条例を制定しておりまして、北海道動物愛護の管理に関する条例ということで、猫の飼育飼養などについて義務づけており、動物の適正な取り扱いを推進しているところでございます。小樽市につきましてもこれに基づいて、犬猫の室内飼育等について市民に啓発をしているところでございます。

○中村（岩雄）委員

北海道では、犬と猫についての条例はあるのですよね。だけれども、小樽市はまだ未制定だということによろしいのですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

はい。だけれども、道内の制定している都市ですか、主な都市では、そういう条例をもう既に持っているところは出ているということでもいいのですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

はい。今こういう時代の流れですので、小樽市でもやはり条例制定に向けてそろそろ動き出してもいいのではないかなという感じもするのですけれども、先進事例というか、札幌市ですとか旭川市ですとか、それから規則によると千歳市なんかもう既に条例制定しているのかなという感じがするのですが、聞こえているのですけれども、そういうところを参考にしながら、条例制定の動きに向けての考え方もいいものというのは、今何かお持ちでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

小樽市の市条例の制定についての考え方でございますけれども、確かに小樽市につきましても、動物愛護のどうあるべきかという姿を示すということについては、非常に重要なことだと考えております。ただ、条例をつくっただけでも、なかなか動物愛護について市民の皆様が急に考えが変わるという形にはならないと思いますので、条例をまず制定する際については、行政や市民がそれぞれの持ち場で何ができるか、当事者として何が活用できるかという部分だとか、または小樽市としてどういった事業ができるのか、また仕組みを考えていくかという部分を考えて上で条例づくりをしていかなければだめだと考えております。ただ、条例の制定については検討する時期に来ているというふうには考えているところでございます。

## ○委員長

中村岩雄委員に申し上げます。本日の理事会でもお話しいたしましたけれども、決算特別委員会ですので、決算に関連した質問をお願いいたします。

## ○中村（岩雄）委員

決算に基づいた考え方を聞いています。はい。それで、犬管理所が小樽で機能してきたわけですけれども、いただいた資料によると、過去かなりの数の犬の引き取り、それから殺処分、それから猫の引き取り、殺処分が行われてきたと思うのですが、最近どういう推移なのか、その数字ですね、これをお聞かせいただきたい。平成27年までの数字でいいのですけれども、お聞かせください。

## ○（保健所）生活衛生課長

犬と猫の引き取り及び殺処分の数の推移についてでございますけれども、犬につきましては野犬が多かった昭和40年には、引き取り捕獲合わせまして3,123匹引き取り捕獲してございます。うち殺処分3,170頭、20年後の60年には引き取り捕獲数1,021頭、殺処分数1,010頭、平成に入りまして、引き取り捕獲数596頭、殺処分数458頭、20年後、20年には引き取り捕獲数79頭、殺処分数15頭、昨年27年につきましては、引き取り捕獲数25頭、殺処分数1頭となっております。

一方、猫の引き取り殺処分数につきましては、データがございます平成元年からの数字で申しますけれども、引き取り数631頭、殺処分数631頭、20年後、20年引き取り数355頭、殺処分数355頭、元年、20年とも引き取り数全部殺処分してございます。昨年27年引き取り数58頭、殺処分数は29頭となっているところでございます。

## ○中村（岩雄）委員

犬に関しては、ほぼ殺処分ゼロに向けてということが達成されつつあるのかなというふうに思うのですが、猫に関してはもうかなり減ってきてはいるけれども、まだ58頭の引き取り殺処分が29頭ということですが、この辺についての状況で、犬をかわいがる人あるいはそのグループなんかいろいろ活動もされているのかなというふうにも思うのですが、ここまで減ってきたその実態、小樽市でどのような、これはボランティアの活動も含めてどのような状況、推移があったのか、その辺をお聞かせいただけますでしょうか。

## ○（保健所）生活衛生課長

犬の引き取り数及び殺処分数の減少につきましては、小樽市といたしまして、所有した犬等につきましては、すぐインターネット等に情報を載せまして、新たな飼い主を募集するというようなことをやってございます。また、保健所に入ってくる前の段階で情報を市民の方からいただきまして、それについてそういった動物を飼っていただける方を募集して、保健所に入る前に新しい飼い主を募集するというような形で、民間の市民の方と提携して業務を実施しているところでございます。

また、今、委員がおっしゃったボランティアの活動も非常に大きな部分がございます、犬管理所についていえば、平成18年ごろより、ドッグエンジェルHIKARUという民間ボランティア団体が犬管理所に毎週月曜、水曜、金曜日に収容犬の世話だとか散歩、スキンシップなどについて非常に努力していただいたところでございます。

保健所の職員は主に掃除だとか餌やりなどを実施しておりますが、このボランティアの業務につきましては、犬の例えばブラッシングだとかシャンプーがけだとかいたしまして、要するに犬がきちんとした形で新しい飼い主に譲渡できるような形にするという部分が、ボランティアの大きな役割でございます。

こちらのボランティアと協力して飼い主を募集したりだとか、または啓発活動なりを実施しております、特に冬期間の除雪などの時期につきましては、非常に力をかしていただいているところでございます。

こういったことがございまして、今年度から新しく予算を認めていただきまして、このボランティア方には新しく市民団体を設立していただきまして、犬管理所における犬を含めた動物の管理業務につきましては、業務委託をしているところでございます。

○中村（岩雄）委員

犬に関してはこのボランティア団体ドッグエンジェルHIKARUですか、どうもこの方々の果たしてきた役割というのは物すごい大きなものがあるのかなというふうに思うのですが、もうスタートからずっとこの活動に自費で長い間活動を続けてきたというふうにも聞いているのですけれども、その辺は本当なのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

特にボランティアという概念が保健所等にございませんでしたので、そこに来る交通費だとかいろいろな物品費だとかにつきましては、一切保健所では支援してございませんでした。結局そういった部分については、全部ボランティア方の持ち出しということで、かなり費用的な部分についても大変だったかなというふうに考えているところでございます。

ただ、今は業務委託という形で実施しておりますので、必要な消耗品等につきましては、予算の中で、契約した予算の範囲内でございますけれども、そういった形で提供しているところでございます。

○中村（岩雄）委員

それで平成27年度の決算の数字がああいう形が出ているのかなというふうに思うのですが、このドッグエンジェルHIKARUの活動でやはりいろいろお聞きをしますと、まだまだ問題課題もあるし、今の状況で先ほども言いましたように、この後またさらに猫の殺処分もゼロを目指していくということの中で、非常に活動に厳しい面があるのではないかなというふうにお見受けするのですけれども、その辺27年度の決算の数字からして、今後の課題というのかな、そういうものもあろうかと思うのですが、その辺をボランティアの方々に、やはりさらにいろいろ託していかなければいけないことがあると思うのですね。ボランティアでは長続きしないだとか、いろいろこれまでの経緯から課題もあると思うのですが、それをクリアするためにどんなようなことを、これ民間の動きですが、期待するといいますか、何か考えるところがあればお聞かせいただきたいと思うのですが。

○（保健所）生活衛生課長

現在、この管理所の動物管理業務を託している団体についての課題についてでございますけれども、昨年度までは、これまではボランティア団体として活動していただいていたのですが、今年度からは業務委託ということで市民団体立ち上げていただいて業務していただいているところでございます。

またそれとは別に、もともとのボランティア団体でございますので、あわせた形で業務していただくというのがもともとの動きについて動物愛護団体との、ドッグエンジェルHIKARUとの話だったのですが、実際に今年度業務を開始してみますと、なかなかボランティア、業務の方は確保しているのですが、ボランティアの部分については、なかなか数が少ないという部分がございます、それとあわせまして、また今年度収容犬のいる日数が想定していたよりも、先日、高野委員の質問にもございましたけれども、来年度の予算についてはどういう形にしたらいいかという部分については、平成27年度の決算等を見ながらまた考えていかなければだめだと思っております。

ただ、課題としては、やはり新しい人材育成というか、ネットワークといいますか、そのボランティアの活用については考えていく必要があるものと考えているところでございます。

○中村（岩雄）委員

当時から犬管理所はドッグエンジェルHIKARUの活動に大きく頼っているところがあるかと思うのですが、やはり長い間やってきたというそういう自負もあるでしょうし、また本来動物に対する愛情というかな、あるいは現実問題目の前に手をかけてきたその命なんかを、どうしても殺処分しなければならないような状況の中で、処分の判定に自分の手をかけたその命に、何か意見を申し述べたいというようなところもあるように聞いているのですね。その辺の殺処分までの流れは、誰がどこでどんな判断をするのか、それに対してそのドッグエンジェルHIKARUの代表なら代表の方が意見を差し挟む余地なんかは全くないのか、その辺のお考えはどうでしょうか。

### ○（保健所）生活衛生課長

動物の殺処分の問題についてでございますけれども、まず殺処分する場合については、現在は、犬の、猫のまずその理由をきちんと起案を上げまして、保健所長、今であれば保健所次長の決裁をとって殺処分を実行しているところでございます。ただその理由といたしましては、以前であれば、収容できなかった、要するに猫であれば保護施設ではないということで、先ほどそういうふうに申しましたように、原則収容した数については全頭殺処分ということだったのでございますけれども、動物愛護管理法ができて、だんだん世の中が動物殺処分ゼロという方向になってございますので、現在については、本当に交通事故等で運ばれてきて生かすこと自体がかわいそうではないかというような部分だとか、または授乳されていない子猫等が、人間が世話をするには難しいといったような部分については、現在も殺処分しているところでございます。

ドッグエンジェルHIKARUが殺処分についての意見を挟む余地がないかという部分につきましては、これについてはずっと以前からドッグエンジェルHIKARUとも話をしているのですけれども、交通事故等で運ばれてきて、誰が見てもこれは助からないなという場合についてはドッグエンジェルHIKARUも納得するのですが、獣医が診て、この犬についてはもう余命あと数カ月で生かすこと自体がもう非常にかわいそうだということを、飼い主が聞いて保健所に持ってくる場合、保健所ではそれについては獣医の意見ということで殺処分を考えるのですけれども、やはりドッグエンジェルHIKARUにとっては生かすことが前提になってございますので、それであれば別の獣医に行ってセカンドオピニオンをとったほうがよろしいのではないのでしょうかというような状況もございまして、そこについては非常に今もそういったケースがある場合については協議しながら、どういった形で殺処分するかという部分については、現在も模索しているところでございます。

### ○中村（岩雄）委員

条例の制定については、先ほど今後も検討する時期が来ているというふうにお聞きしました。

あとボランティアの猫に対するほうの実際に存在するボランティアがあると思うのですけれども、そのボランティアとの連携のこと、それから資金的には非常に厳しいと思うのです。それを解決するための方策として、例えば基金の検討ですとか、これもボランティアを応援するためにもそういうのが必要になってくると思うのですね。先進事例もあろうかと思うのです。

それから、販売するほうですね、ブリーダー。この不法遺棄の問題ですとか、それからもう一つ多頭飼育崩壊の問題なんかもあります。たくさん飼ってかわいくてたくさん飼っている人が亡くなって、多くの犬とか猫がもう行き場がなくて困るですとか、そういう問題もあろうかと思うのですね。その辺も今申し上げたことも含めて、御意見をお伺いしておきたい。

それから、最後に市民の啓発ということも大事だと思います。今後、動物愛護に対する市民の動物愛護の考え方の普及だとか啓発、啓蒙ですね、それについてお考えを最後にお聞かせいただきたいと思います。

### ○（保健所）生活衛生課長

まず、御質問にございましたけれども、猫のボランティアの部分でございますが、猫については、先ほど委員がおっしゃっているように、猫を保護する施設がない。動物愛護管理法に基づく引き取り等については道の協力でやっておりますので、猫の保護施設については保健所は持っていない。また人材につきましても猫を世話する人材についても、非常に不足している等の問題がございまして、他都市の事例等を参考にしているということでございますけれども、やはりボランティアに頼む協力、協働は必要だと考えています。

具体的に申しますと、今度の土日ですけれども、大型店におきまして、猫の譲渡会というのを実施するところでございますが、これにつきましては札幌のNPO法人でやる動物愛護団体と協力して、今回初めて実施するところでございます。こういった方々につきましては、非常に会員だとか、資金等も豊富に持っておりますので、そういったところに協力をお願いしてやっていくというのも一つの選択かなというふうにも思っております。

神奈川県におきましては、既にそういった動物愛護ボランティアとの協力のもと、県単位で殺処分ゼロをもう既に実現しているというような情報も聞いてございます。また、小樽市においては、そういった札幌のNPO法人のようなネットワークだとかを持っているボランティア団体はございませんので、これからにつきましてはそういった方々小樽市のボランティアの方々の拠点づくりだとかネットワークづくりを保健所のほうで進めていかなければだめかというふうに思っております。具体的には今月初めてそういった方々に声をかけて、意見交換会を開きたいなというふうに思っているところでございます。

また、基金などにつきましては、先進都市の事例といたしまして、人口46万人の尼崎市におきまして既に実施しているところでございます。ただ、この中では寄附金だとか企業からの献金を受けて、そういった動物愛護の部分に活用していくということでございますけれども、そういった行政のやるべきことについて基金だとか寄附金だとかという部分を活用することは、どうなのかというような議論もございますので、小樽市においてそういった基金を設ける場合につきましては、現行予算との兼ね合いだとかあとは使い道をどうするかというような部分をよく市民だとか議会の皆様とも話し合っただけで決めていかなければならない問題だと考えております。ただ、手法としては基金を設けてその中で、ボランティアたちを支援していくということは非常に有効だと考えております。

また、最後のブリーダーの問題と多頭飼育崩壊の問題につきましても、現在、小樽市では第一種動物取扱業という動物愛護管理法に基づくブリーダーがございまして、こちらの所管については北海道ですので、こちらは指導するところでございますけれども、やはり小樽市内には業者18件ございますので、こちらは北海道と協力して対応していきたいと思っております。具体例で言いますと、ブリーダーで飼えなくなった動物を遺棄するというようなことがございます。小樽市におきましても、山地、山の中で土佐犬が捨てられているのが発見されたこともございますので、そういった問題につきましては、そういったことが起きないように啓発、指導していく必要があると考えております。

また、多頭飼育崩壊の問題につきましては、飼い主の方が多くのペットを抱えて飼育できなくなるケースということでございますけれども、小樽市内でも実際にこし猫17匹が、飼っている方が亡くなって一度に保健所に来たというケースがございまして、こういった部分につきましても、市民啓発等をやはり積極的に進めていきまして、そういったことが起きる前に保健所に相談していただくとか、またブリーダーの問題につきましても、付近に住民の方々がいらっしゃいますので、そういった方々が見れば非常に劣悪な環境だとかということも通報とかしていただけることもできるかなと思っておりますので、普及啓発につきましては、これからも進めていきたいと思っております。

#### ○委員長

決算に関して質問してください。

#### ○中村（岩雄）委員

決算の数字を見ると、なかなか厳しいですね、活動が。だけれども、今後ボランティアのドッグエンジェルHIKARU、ここがやはり中心になっていくと思うのですね、何をやるにしても。この方あるいはこの方々の意見を十分尊重して、よく聞いて進めていただきたいなと思います。

#### ○委員長

新風小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。